

平成 31 年 3 月 8 日（金曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成31年3月8日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	阿部修治君
総合支所長	佐久間三津也君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
総務課長補佐 兼総務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	阿部俊光君
生涯学習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長	三浦 浩
総務係 長 兼 議事調査係 長	小野 寛和

議事日程 第4号

平成31年3月8日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 5号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 6号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 7号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 8号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 9号 南三陸町立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第10号 南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第11号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第12号 南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第13号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第14号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第15号 南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第16号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例及び南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 1 4 議案第 1 7 号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 3 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

本日より議案の審議に入ります。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番村岡賢一君、9番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第5号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第5号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第5号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる働き方改革関連法の施行に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第5号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条

例の一部を改正する条例制定について細部説明を申し上げます。

本件は、国の働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定により、民間労働法制において長時間労働の是正を目的として平成31年4月から勤務時間外労働の上限が導入されることになりました。このことに合わせて国家公務員も平成31年4月から超過勤務命令に上限が設けられることになったため、町においても、法の趣旨にのっとり条例を改正するものであります。

議案参考資料3ページの新旧対照表をごらん願います。

第8条の正規の勤務時間以外の時間における勤務の第3項に、超過勤務命令の上限設定を規則に委任する規定を追加するものでございます。

参考までに、規則では超過勤務命令の上限時間を1カ月について45時間かつ1年に360時間を基本とし、さらに他律的業務、つまり外部要因によって業務量自体が増減する業務については、1カ月について100時間かつ1年に720時間までと制限されるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。

ただいま総務課長の説明でわかったんですけども、国の大きな改革になるわけです。そうすると、役場の条例規則がもとになって町内の民間企業もそれに合わせてくるだろうなということが想定されるわけですけども、今、説明で規則の関係、ここでは規則で定めると定義しました。であれば、説明を今受けたんですけども、規則を資料としてコピーして出していただけるとありがたいのでお願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 資料としての提出ということでございますが、まだ現段階ではいわゆる制度の考え方でしか骨格ができておりません。条例が可決後に規則の作成を行いますので、現段階ではお出しするといいますか、できておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 出た時点で、規則はネット上というか条例の中に入るものと解しますが、速やかにそのときは規則を議会にも提出していただけるとありがたいです。条例の中にはできたら、短時間で入れてもらうようになるとは思いますけれども、連絡でもいいです。こういうふうに規則に入りましたということで、そうしたら、そこを見ればわかると思うの

でお願いします。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、事務局に連絡させていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） おはようございます。

先ほど、総務課長から上限時間が示されました。月45時間、年間で360時間ということですが、現狀で上限を超えている職員の方はいらっしゃるのでしょうか。もし、いらっしゃるのであれば、何名ぐらいいらっしゃるのか教えていただきたくお願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほど申し上げましたように、制度上は骨格でしかまだ明確になっておりません。今後、規則に明確にうたった段階で、いわゆる原則として当てはまる分野の職員と、それから他律的と先ほど法律上表現されてありますけれども、その部分とに部署ごとに分けていくという作業がございますので、それをそれぞれ物差しに当てはめてやってみないと明確にはなりません。

ただ、長いほうの上限でどれぐらい超えている人たちがいるかというところで見ますと、十数人程度という事例が該当するものが出てきているかなと見られますので、これらについては、さらにそういった場合における制度的なアクションといいますか指導的な行為が出てくるというようなこととなりますけれども、いずれ法の趣旨にのっとり制度運用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第6号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第6号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法による算出方法によることとしたため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） では、議案第6号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明を申し上げます。

本件は、時間外勤務手当の勤務1時間当たりの単価計算の方法を国の労働基準法に準拠して、平成31年4月1日より改正するものでございます。

改正内容でございますが、勤務1時間当たりの金額は、給料年額を年間の基本労働時間で割り戻して1時間当たりを計算いたしますが、この年間労働時間の考え方がこれまでは祝日を考慮せず、単純に1週間を5日として52週をかけ1年間の勤務日数として年間労働時間を求めてきましたが、改正後は、祝日分を除き、実際に勤務を要する日数で年間基本労働時間を計算する内容となっております。このことにより、基本労働時間が平成31年は22日分少なくなり、計算上1時間当たりの単価が上がることとなります。

このことによる人件費の影響について、平成29年度の年間実績に当てはめて試算してみますと、年間での影響額はおよそ860万円程度、1人当たり置きかえますと平均で約3万600円程度の増額となります。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

ただいまの説明ですと祝日を除くということで、結果、1人当たりの3万600円ぐらいの割

で多くなるというご説明でしたけれども、では29年度で比較しておりますけれども、年でいうと、全額でいうと860万円ぐらい上がるだろという試算のようではございますけれども、今まで震災後、年々時間外勤務手当が、もちろん24年、25年は相当の時間外が出たろうと思いますけれども、29年度と比較するとどうなのか、割合的に。多くなっているのか、少なくなっているのか、今後の推移としてどうなのかということをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 震災後の数値資料は手元にあるわけではございませんが、実態を職員間で見回した場合に、1年、震災の年は非常に緊急事態の中での勤務状況でしたので、これは例外的な勤務の中で過ごした分、時間外勤務というのは非常に多かったと思いますが、その後については、派遣の職員の方々などの協力を得ながら一定程度計画立てて作業ができるようになってからは、ほぼ大体同じようなペースできているのかなと思っております。

ここ29年度の数値と、あえて今回30年度でも試算を試みたんですが、おおむね同じ程度の勤務状況が見られましたので、実際の実績のある数字でお出ししたほうが根拠として明確だろうと思ひまして、29年度の数値を使わせていただきました。

今後については、これ以上急激にふえるようなことはない、むしろ落ちついていく時期に来ていると見込んでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 年々落ちついてきているというお話ですけども、今、この中で産休、育休、それらの人たちがどの程度、何%ぐらいの人が、今、女性の人も多く起用していますけれども、やはり子育て、それから産休というものを完全にとっているものと思われましょけれども、その辺はどういう状況なのかお伺いいたします。産みやすい環境なのかどうかという事です。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 現在、職員の中で出産のための産休、それからそれに引き続いての育休という部分につきましては、若い女性の職員たちの出産される人たちの大方は、そういう形で休暇を活用しながら育児に当たっている状態と思っております。

○議長（三浦清人君） まだありますか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 少子化、少子化と叫ばれている中で、やはり女性が仕事しながら育児をする、出産するという事は大変なことであります。ちゅうちょする場面も出てくるんです。だから、そういうところを、勤務しているうち何十年もでないで、育児、出産する期間と

いうのは限られてきます。10年ぐらいかなと思われまますので、その辺、男性の人たちもよく理解してあげて、出産、育児の環境をよくして1人でも多く少子化にならないような環境づくりに励んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。今野です。

今の説明で大体わかったんですけども、そこで今回、この法案、職員の給与に関する条例ということで関連になるかと思うんですけども、私、さきに給与改定になるときに、人事院勧告のあれで改定するという質疑のときに、統計の問題等、今国会で騒がれていて、その関連があるのかなのかと聞いたら、課長の答弁ではないということでの答弁でした。

そこで、昨今、まだ問題はありますけれども、私もちょっと調べてみましたら、今、統計で騒がれている統計と人事院勧告の際の民間給与の調査で、よく50人以上のということで4月分の給与を調査するという、そこで伺いたいのは、関連ではありますけれども、人事院勧告の際の町で反映する際に、根拠というかもとという何かあるのか。例えばなんですけれども、総務省で地方の団体が給与を改定する際に何か総務事務次官通知みたいな、そういう言葉を私聞きましたので、そういった通知で見えるような形で給与を上げる際の根拠というか、そういったやつになっているのかどうか、簡単に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問の部分がどの部分の通知とかというのがわからないものですから明確なお答えはできませんが、少なくとも人事院勧告に基づいて全国の自治体がそれに基づいた給与改定ということを行っておりますので、手法とすれば、国から地方に対し都道府県の人事担当部局に人事院の改定内容がしっかり説明会を通して説明されまして、それに基づいて、今度は県からその人事院勧告内容について示されまして、恐らく全国のほとんどの自治体は独自というのは余り好ましくないものですから、それに沿った、国に合わせた改定で行うという方法をとっております。

では、それぞれの自治体が根拠となる数値を、例えば、何か統計的なものとして分析をかけるかといいますと、その部分というのは国からは示されておられません、その根っこ部分。でき上がった数字でのみ言われますので、例えば、地域、地域の自治体の企業さんの何か資料を持っていて比較しようとかという行為は余り聞いたことがございません。いずれ、法の原則にのっとって改正しているということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の説明で大体わかったんですけども、それで再度お伺いしたいのは、国全体であれしっていて中央の公共団体に下りてきて、そして県から何か資料とか来るんですか。口頭か、それともどういった形で来るのか。私がお聞きしたいのは、よく言われるのは公務員の方たちの給料が、地方ですと民間に比べて高いというか、そういうことを思われている方は多分いっぱいいると思うんですけども、そういった際に、どのような形で説明のつくような根拠があるのかということをお聞きしたかったんです。

中には、自治体によると勧告よりも国家公務員の給料よりも、よその自治体では高いというか、そういう自治体もあるらしいんですけども、そういった場合は何か人事院から注意といますか指導があるみたいですけども、逆に国家公務員の段階よりも、地方、地方の自治体によって、もしくは国家公務員のレベルよりも下がった場合というか、下げてやっている部分というか、そういった場合に関しては、国とかの指導とかあるのかどうか。なってみないとわからないんでしょうけれども、そういったところおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問のいわゆる国と比較した場合の高いところ、低いところというのは現にございまして、例えば、都心部の自治体などではやはり国の基準より高い自治体というのも現にございます。それから、それが高いか安いかを比較する手段として、ラスパイレス指数というのをういますけれども、いわゆる職責、職責に応じた業務に張りつけられている金額、国の金額と比較して指数化したものでございまして、これが100%を超えると高いという基準に当てはまりまして、それらについては都道府県を通じて、統計といますか調査を通じて県に報告しますので、宮城県であれば県からの指導が入ることをございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体説明わかったんですけども、再度戻るような形ですけども、今、国会で騒がれている統計の部分と、人事院でやっている民間給与の調査という、それは同じというか関連があるのか、しっかり別物なのか、もし課長おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） いわゆる厚労省で行っている調査の一つ一つについてはちょっと承知しかねておりますので、こちらとしては、いずれ人事院でもととなる調査に何やら問題が

あったというような報告は一切受けておりませんので、それを信頼しております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 調査に関してもわかりました。そこで、またこれ関連になると思うんですけれども、人事院勧告では、いつも議場では給与のことが上程されますけれども、そのほかの部分でも、例えば、配偶者手当の段階的な減額とかそういったことも何か勧告になっているようですが、当町においてはそういった対応というかなされているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 国は国家公務員を対象にしますのであらゆる公務員を対象としたさまざまな改定を行うわけですけれども、当町においては、その中で当てはまる制度については全て人事院に準じてということで改正を行ってまいっております。

1つだけ例外としてあるのは、今回、提出させていただいた時間外勤務手当の基準ということだけは、地方公務員については国家公務員に準じるのではなくて労働基準法に準ずるという制度になっておりますので、そこだけは国家公務員とは異なることになります。

○議長（三浦清人君） ほかに。一問一答方式じゃないんですけれども。ほかにありませんか。

2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 済みません、ちょっと人事院勧告の話が出ましたけれども、私も前回の臨時会のときに、人事院勧告の内容がちょっとつかみにくいということで質問させていただきましたけれども、人事院勧告が県に伝わって、県で説明会なりを行って各市町村に内容が伝えられるということですが、県から伝わってくる内容というのは金額で示されるんですか。幾ら幾ら、例えば、当町でしたら1人当たり3万数千円というようなことで、それぐらいアップですよというようなことが県から示されるのか、あるいはパーセントで何%上限していますよというようなことで示されるのか、どういった内容で県から伝わってきているのか教えていただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 給料の改定の場合を申し上げますと一番わかりがいいかと思うんですけれども、人事院から県に情報が来ますと、県は、国が人事院でこのように勧告いたしましたという内容の通知文書を町に寄こします。その内容はかなり厚いもので、国家公務員の制度改正として出されてくるんですが、その中には、議案としてお出ししている給料表の何級何号の細かな数字が具体的に出されたあのままの資料が来て、それを町に、旧の分を当ては

めたいのでということで議案として出させていただいているということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第7号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政連絡員に係る報酬及び費用弁償について廃したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第7号の細部説明をさせていただきます。

本件につきましては、仮設住宅の住まいの再建に伴いまして行政連絡員を設置すべき仮設住宅団地がなくなったことから、報酬及び費用弁償を支払うべき非常勤特別職から行政連絡員を削除するものでございます。

改正文といたしましては、議案書の6ページをごらん願います。

条文中の別表から行政連絡員の欄を削除するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑願います。

4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ちょっとお聞きしたいと思います。行政区長の報酬ということで、仮設の移転に伴い行政区長の部分だけが残るような形の今回の改正だと思いますが、現在、行政区長には地区ごとに住民の住んでいる人数がやっぱり違うと思うんです。そういったことから月額1万2,000円、そして1人につき140円、これが、例えば、100人とかいた場合はいいんですけども、少ない部分だと大体何人ぐらいの行政区の人数というのがあるんでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 少ない世帯というご質問でございますので、最も少ない世帯で11世帯というようなことでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この形で積算していくと、1カ月の行政区長の報酬に関しては、100名だととりあえず月額1万2,000円、そして世帯数だと1万4,000円、そこで2万6,000円が成り立つと思うんですが、例えば、20人にすると1万2,000円、行政区にいる住民の数も少ないということは行動することも少ないというようなことだと思いますが、しかしながら、20人という2,800円、こういった中で毎月、月中、いろいろな配付物があると思うんですが、その辺を行政区の少ない分ではなかなか活動として大変なのじゃないかなと思います。また、200人クラスの行政区もあります。そういった場合、報酬額が多くなりますが、各班ごとに分かれていて、その中に分配して行政区の配付物の仕事も分けられるという現実があります。

果たして、200を超える今回新しい行政区ができています。そういった中で、こういった分けるということも逆に必要なのかなと思いますが、その辺、今の報酬関係とあと少ない部分の報酬関係の整合性というか活動の整合性を考えた場合、どうなのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 千葉議員おっしゃるとおり、それぞれ地域によって地域、地域の事情がさまざまございます。それらについて、一つ一つ制度をうまく当てはめるということができればいいのかもしれませんが、現実的には、やはり統一的なルールの中で制度を定めるということしかございませんので、最も公平性が保てるのは、今あるように基本的な

手当と、それから戸数に応じて業務量もふえるだろうとする考え方で定めた現在の手当の中でやっていただくということが、制度的には一番いいのかなと思っております。

ただ、その先、さらに区長さんや副区長さんとか班長さんとかそういった方々での何がしかの役割分担や、あるいは手当制みたいなことについては、特段、町では云々は申し上げませんが、地域、地域の中でのやり方の工夫というのはあってもよろしいのかなとは思っています。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の総務課長の話ですと、行政区長の報酬という形の説明ですが、私も今の住んでいる地区にいろいろかかわっていくと、衛生費とかあと防犯とか、いろいろな形で町の仕事をする方にはそれなりの報酬というものがあると思うので、また今回の条例改正の行政区長の報酬に関しては、やっぱり今までのルールどおりで、また仮設から出て新しい行政区が生まれたことよっての多分整備だと思えますが、しかしながら、今後、人数の多い部分というのは、やっぱり1区、2区とかというような形で分けて負担を少なくすることも充実した活動に私はつながると思いますので、今後、新たなルールを模索していくことも、行政区長会の中でできればやってほしいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

行政区長連絡員、仮設が終わったから廃止ということのご説明でしたけれども、この論理からいきますと新しい団地、そういうことが、今、各復興住宅というものができております。そこでその復興団地の区長さんとか会長さん、同じ仕事をしながら片やもらっていない、前回の説明でしたけれども、こういう仮設があって、やめて、なくす。そのかわりに仮設にいた人たちが復興住宅に住む、新しい住まいが、復興住宅ができた。そうしたら、そちらにスライドしていくべきものでないかと思われまうけれども、その辺の考え方をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） これまで仮設住宅の団地が一番ピークであったときに28団地ございまして、それだけ行政相談員さんがいらっしやったということでございますが、これが新たにそれぞれ、もともとあった行政区ないしは全く新たに設立される行政区というような形で新しいつのすみかにそれぞれ分かれて今生活をされております。新規に新しく行政区となるのではないかと見込まれている数で約10行政区ほどがつくられることになろうかと思うん

ですけれども、現在できている部分も含めて。そこには行政区長さんがそれぞれ張りついていくだろうということでもありますので、これまでのまちづくりの形として行政区長さんのそれぞれの行政区における役割に対して報酬制度を運用していくということでもありますので、その点をご理解をいただきたいということです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 理解してくれといっても私は理解できないんですけれども、1戸、2戸の復興住宅ではなくてかなり50、60というような、大きい、少ないではないけれども、そういったところを抱えている人は、同じ区長さんと同じ仕事しているんです。そうすると、やっぱりその人たちからも不満が出てくるわけです。片や区長さん、大きなくくりでやっている区長さんは区長報酬が出る、自治会組織やっているところは出ないということで、自治会ごとに違うとは思いますが、そこを行政側で一本化して区長会に入れるとかそういう手だてを考えられないものなのかどうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません、多分、ご質問が区長のご質問ではなくて自治会長さんの件でしょうか。（「そうです」の声あり）なるほど。今、済みませんが、議案として出させていただいている部分は、あくまで行政区の区長さんに対する報酬制度の中で仮設にいらっしゃった行政連絡員さんがなくなるという件なものですから、ちょっと勘違いして聞いたんですけれども、もし自治会の部分についてであれば、私、総務課としては、一応役割はやはり区長と自治会長さん、似てはいるかもしれませんが、やはり非常勤職員として任命されている区長さんとはやっぱり役割的な幅や広い範囲でのご活躍は区長さんのほうが多くあるのかなと思っておりますが。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 区長報酬については交付税算入されてくると思うんです。そういうことからしても、そういう自治会長さんの人も区長会に入れて、かえって交付税算入制を入れたほうがいいのかと思われそうですが、今後の検討としてそういうことは考えられないものかどうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 多分、議員もご理解はしていると思うんですが、あくまでも自治会は特定の目的といいますか、そのエリアの中の目的で、区長さんと場合によっては同じような内容のこともするかと思います。そういう場面もあるかもしれませんが、そもそも先ほ

ど総務課長が申しあげましたとおり、非常勤特別職としての行政区長とはそもそもの考え方が違うものと思いますので、議員がおっしゃいました行政区長と自治会長、同じような形で考えるということについてはなかなか難しいものだと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第8号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第8号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、教育委員会が置く学校運営協議会の委員に対する報酬及び費用弁償について定めたため、所要の改正を行うものがあります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第8号について細部説明を申し上げます。

ただいま町長からご説明ございましたが、教育委員会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校と保護者、地域住民が一体となって子供たちを育てるために学校運営協議会を設置するもので、その委員について非常勤特別職として報酬及び費用弁償を

条例に定めるものでございます。

議案書8ページをごらん願います。

別表の中の学校給食共同調理場運営委員会委員の下に、学校運営協議会委員を追加するものでございます。報酬日額は7,400円、費用弁償は1日1,000円と定めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の総務課長の説明の中で、今回、新設される学校運営の部分の人数の増加というような形なんでしょうか。それとも、これまであった委員の数を2つに分けるとというような感じなんでしょうか。また、この委員会は以前あった1つの団体の中でできないのでしょうか。その辺、お聞きします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 8ページの議案にございますように、学校給食の調理場の下に新たに学校運営協議会の委員を置くということでございますが、まず、これまでの委員会でそれをできないのかということですが、これまでの委員会というのは、入谷小学校に限って申しますと学校運営協議会に移行するための推進委員会という準備段階の組織がございまして、そちらで2年間議論をしまっていました。今回、新たに4月から学校運営協議会を入谷小に設置すると。

それから、学校の評議委員会のことでございますが、これは各学校長が必要に応じて任意に置けるものということでございますので、運営協議会と評議委員は別々の組織としてこれから役割を担っていくということになります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この人数の数を教えてください。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 新しくできる学校運営協議会ですが、現在、10名で予定をしております。過般、入谷小学校長より教育委員会に大体まとまりましたということで報告を受けてございます。この議案が通りました際には、教育委員会として正式に意思決定し、そして4月に辞令を交付したいという予定でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） こういった委員会に対する報酬、ボランティアというような形が一番いいんでしょうけれども、なかなか財政が厳しい中で、新たにこういう団体が生まれるとまた

それに報酬というものが発生してきます。果たして、この部分は教育委員会の中でいろいろな団体があるんですが、その中で何とかこの部分にこの仕事をというような形の方になれば、町の財源の支出がそこで抑制されるのかなと思いますが、やっぱり町の教育組織を充実したものにするためにこういった委員会をつくるのですが、ただ、どんどんそういった委員会がつくられても、果たして機能しているのかという私は疑問に思います。新しい委員会、その辺、町の方向性では、教育委員会の方向性ではいいんですが、充実した活動、充実した議論が得られるような場にしてもらいたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

8ページの表にもあるように、各種委員の報酬は7,400円という表示になっていますけれども、これは何かの基準があって同一金額なのか。私が思うには、先ほど前議員の発言とはちよっと逆っぽいですけれども、今回、コミュニティスクールで設置しなければいけないという委員の報酬で、私は、ほかの委員の方たちの仕事云々というわけではないんですけれども、より地域の教育に関して重要な役割を果たす委員だと思うので、私はほかの委員と差をつけろと言うのではなくて、もう少し気を張ってもよかったんじゃないかなと、そういう思いがあるものですから、その点1点と、あともう1点は、今、10名、先ほど課長答弁ありましたけれども、まだやってみないとわからないんでしょうけれども、年間大体どれぐらいの開催日数を予定しているのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

あと最後なんですけれども、今回、この議案、非常勤のものの報酬ということなんです、関連で非正規の職員の給料について伺わせていただければと思います。先ほどの議案のときにしたかったんですけれども、私、一般質問のつもりというか、そういう状況になったもので最後聞けなかったのも、もし議長の許可をお許しいただけるのであれば、非正規職員の給料についても伺いたいと思います、関連ということで。

そこで伺いたいのは、最近、時給に変更があったのかどうか、まず第1点。

第2点目は、現在、働いている人の何割くらい正規の方が現在いるのか。

最後、3点目として人事院勧告のとき、よく今、このごろは言われたいんですけれども、同一労働、同一賃金、そういう言葉が結構国会内でありましたけれども、私、それをもじったわけではないんですけれども、同一職場、同一昇給というような形でプロパーの皆さんが人事院勧告で給与が上がるときに、非正規、臨時の方たちも、同率とまではいかないまでも同時に昇給してもいいんじゃないかと思うので、そういった、できる、できないは別として、

そういう考えを持てるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 1点目になりますか、2点目になりますか、報酬の額の考え方ということでございますが、コミュニティスクール、県内でも数十カ所を実施してまして、自治体ごとに無償のところもあれば、当町のようにこれから有償というようなところもございます。制度設計を考えるときに、当初は謝礼という形で検討してまいりました。ただ、やはりコミュニティスクールの関係につきましては、民教常任委員会等でもるるご説明したとおり、これまでの学校の中に委員さん方が直接入っていくと、場合によっては子供の個人情報に接したりいろいろなことが出てまいりますので、それだけ重要性、責任性が増すだろうということから、内部で協議した結果、単なる謝礼ということではなくて条例に規定する報酬にしたほうがわかりやすいのではないかとということで、募集時にかけて内容説明をして、この額に設定させていただきました。気を張るということではないんですけれども、町の日額報酬になったということで、我々として考えました。

それから、協議会の年間の活動回数ですが、学期に1回を予定してございます。ですから、年間3回ということで、あとは必要に応じて招集をするということになろうかと思えます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） では、議長のご了解をいただいたということで、関連のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

現在、非常勤職員の、いわゆる臨時職員のことだと思いますのでそれについてお答えしますが、時間単価で申しますと、事務職員で830円、保育士などの有資格者で1,010円、それから教員補助で910円、こういったそれぞれの、そのほかにも職種に応じてそれぞれ時間単価の設定で計算されてございます。

値上げという部分についてのご質問ですが、実は、31年度に今度移る場合に時間単価の見直しをしようということで、それぞれ時間単価で10円程度の値上げを考えてございます。このことによって月額で計算しますと、事務補助職員でいえば12万8,650円だったものが13万200円になるというような見通しでございます。

それから、人数でございますが、現在83名が何がしかの、さまざまな職種の方々全部合わせて83名となっております。

今後、待遇の改善という部分においては国の制度の見直しが予定されてございますので、それらは国の制度移行に合わせて町でも考えていかなければならないと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず、協議会委員については大体わかりました。

そこで関連のほうの質問なんですけれども、大体10円程度上がるということで年間2,000円ぐらいのアップという答弁でわかりましたけれども、私、先ほど聞いたような形で、これから多分応援の派遣の職員の方たちも大分減ってきて、そういった臨時の方たちの力もかりていかなければという私自身の思いとか見込んでいまして、そこで先ほども伺ったんですけれども、やはり同一職場、同一昇給のような形でスライドするような形の非正規の、予算が伴うものなんですけれども、考えられないのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

答弁から。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 臨時職員の待遇改善という趣旨でのご質問でしたけれども、当町におきましては、やはりしっかりした制度の中で運用を図らないと、そのとき、そのときの感覚でというわけにこれいきませんので、町では臨時職員取扱要綱として要綱の中で取り扱いが定められてございます。これは他の市町村とも均衡を図った仕組みで制定されております要綱の中で考え方が上限として定められているものでございますので、ここは町でつくっている制度の中で適正に運用を図ってまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 南三陸町立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例

制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第9号南三陸町立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第9号南三陸町立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、条例において規定の公の施設等の位置について錯誤を確認したことから、これを修正したため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、議案第9号南三陸町立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

説明につきましては、複数の条例改正に関係がある関係から、私から説明をさせていただきます。

議案書は9ページから16ページ、議案関係参考資料につきましては5ページからとなります。

今回の条例改正につきましては、既に施設の位置を条例制定しております公の施設につきまして、その位置に誤り等があったことが確認されたことから修正をする条例改正となっております。

さきの6月定例会でも、施設の位置につきまして地番の錯誤による条例改正をした経緯がございまして、その後、同じような事案がないか、それぞれ庁内各部署において再点検をいたしましたところ、16の施設に誤りが確認されまして、関係する9つの条例を改正するものでございます。

議案関係参考資料の5ページをお開き願いたいと思います。

施設の位置の正誤表、備考欄には錯誤の理由等を記載してございますが、誤りの理由につきましては、それぞれの施設において違いがございまして、中段から6ページにかけましての震災後に建設いたしました復興住宅につきましては、確定測量後に条例の地番を速やかに修正

しなかったことが要因でございますが、そのほかの施設につきましては、土地の分筆、国土調査の成果などにあわせて変更が必要だったものをそのままにしていたということが錯誤の要因でございます。

議案関係参考資料7ページから32ページはそれぞれの新旧対照表でございますので、ご参照いただければと思います。

再三にわたりましてこのような事案が生じたことを深くおわび申し上げまして、細部説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今、細部説明の中でお話がありましたので、ミスが見つかったということですので、このようなことがないようにということは改めて申し上げることもないですが、1点だけ。地番が間違っていたということによって、復興住宅にお住まいの方々であるとか施設を利用している施設の管理者の皆様には、例えば、郵便が届かないとか、そういった不利益が今まであったのかどうか、この1点だけ確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今回の位置の変更について、大きな住民の方々に影響する部分については、議員ご指摘のとおり公営住宅の関係でございますので、そこについては担当課長から説明させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、公営住宅の部分についてご説明いたします。

まずもって災害公営住宅でございますけれども、建設課として入居を開始した段階では確定測量が終了していないということで、登記まではまだまだ時間がかかるということでございました。しかしながら、一日も早く入居をということで当時買収したときの地番をもって条例を制定しているという状況でございます。ただ、入居者の皆様には、予定地番ということであらかじめ予定地番をお知らせしてそれぞれ住民登録をさせていただいてございますので、特に生活上の支障、それから今後、各種手続において住所変更等の必要性はないものと考えてございます。

それと、既存の住宅についてでございますけれども、今回、かなり大きくくりの部分を細分化させていただいてございます。3つの団地以外については、それぞれ今回整理した内容でそれぞれ住所登録それから各種手続をされていますので、特に影響ないものと考えてございます。

それで、今回、林住宅、伊里前住宅、伊里前下住宅、3住宅がございます。このうち、それぞれ民地を借り上げているものでございますけれども、それぞれ所有者のご都合によりまして分筆されたということで住所が違ったという状況になってございます。それで、正確に今回の条例等によって地番と実際住んでいる地番が違うという方が約9戸ございます。

ただしながら、それによつての影響でございますけれども、これまで郵便、それからその他の手続につきましてもそれぞれ遅滞なく配達されているということでございますので、当面の生活に関する影響はないものと考えてございますので、いずれ時期を見てその辺の訂正をしていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私からは2点ほどお伺いいたします。

先ほどの説明で、16あったのを9つ、今回は出したということなんですけれども、そのほかの……。違いますか。不備なことが16個見つかったと聞いたんですけれども、もし違うんだったら話してください。

それと、ただいま生活面においては住所が変わっていないから郵便物は届くということなんですけれども、仮に車の車検の車庫証明なんかとった場合、どうなるのか。またがったりなんかして、個人が借りている駐車場、そこが車庫証明の場所になると思うんですけれども、そういうことが懸念されるんですけれども、そういうことがあり得ないのかどうか、お伺いいたします。

それから、復興住宅ができて住所が確定しないということなんですけれども、速やかにしなかったことも要因の1つというようなんですけれども、これにすぐ事務処理ができなかったのかどうか、その辺もお伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 16個というのは16施設というご説明でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。議案関係参考資料の5ページ、6ページの施設を数えていただくと16施設となります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。

先ほどご説明申し上げたとおり、入居時において、いずれこうなるであろうという地番を知り得ておりましたので、その地番を入居者の皆様にはお知らせしてございます。ですので、車庫証明をとる場合も予定地番で手続を進めさせていただいてございますので、それから免

許等の住所も全て予定地番ということで確定後の地番を想定してお知らせしてございますので、その辺の変更の手の必要性はないものと考えてございます。

それから、既存の住宅につきましては、基本的には駐車場を設けてございませんので車庫証明はもともととれないということでございますので、既存の住宅の方について車庫証明のとり直しとか住所が違うということは発生しないものと考えてございます。

それから、地番の確定時に速やかにというお話、原則は確かにそうだと考えてございます。しかしながら、議員ご存知のように一昨年の騒動以来、その収拾に全力を注いでいるという状況がまだまだ続いている状況の中で、残念ながらそこまで目が回らなかった、手をつけていられなかったということでございます。そこはもともと根の部分がしっかりしないことが原因でございますので、今後ともそういうことがないようにということで、そういう意味もありまして、今回、本来であればこれまで既存住宅についても細分化をした条例になってございませんでした。今回、改めて一棟一棟それぞれ表記をして、今後、こういう間違えないようにということで改善してございますので、どうぞご理解をお願いできればと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、1点なんですけれども、車庫証明をとるときは予定地域ということをとっているということなんですけれども、警察が車庫証明を、土地を借りてしている人たちもいるわけです。役場に車庫証明が警察から来ると、まず警察とのやりとり、車庫証明の関係は、それについてはどのように予定地だということをやっているのかどうか、伺いたいします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 後で変更手続が発生しないように、入居者の皆様には車庫証明に書く住所の欄については予定地番で記入させていただいてございます。

警察が町の窓口の建設課に確認が来たかどうかは私はちょっと存じておりませんが、許可証につきましては予定地番、今回、お示しした地番で車庫証明は許可が出ているとご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第10号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率等に関し、被災者支援の充実強化に資する措置を講じたいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第10号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして細部説明をさせていただきます。

本案は、ただいまの町長説明にもございましたとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律及びその施行令の一部改正を受けて行うというものでございますけれども、その根本につきましては、いわゆる第8次地方分権一括法によりまして法律が変わってきているということでございます。

それでは、議案書18ページ、議案関係参考資料2冊のうちの1の33ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正では大きく3つの点について改正を行っております。

まず、1つ目ですけれども、保証人についてでございます。議案関係参考資料の改正案の第14条第1項をごらんいただきたいと思います。改正案では、保証人を立てることができる

いう規定になってございます。これに対しまして、現行では保証人に関する規定がございません。これは保証人につきましては施行法令の中で必置、必ず置いてくださいということになっているものでございまして、ただ今回の法改正によりまして、施行令での保証人に関する記載が削除されたため、条例で規定するというようにしたものでございます。

2つ目は、貸付利率でございます。改正案の14条第2項をごらんいただきたいと思います。1つ目の改正点と関連しておりますけれども、保証人を立てる場合は無利子といたしまして、保証人を立てない場合は年利を年1.5%としております。なお、この内容につきましては、東日本大震災による特例措置として適用されている現在の貸付内容と同じということになっております。つまり、現在の東日本大震災による貸し付けについても、この内容で貸し付けが行われているということでございます。

3つ目ですけれども、償還方法でございます。改正案第15条1項をごらんいただきたいと思います。現行は年賦償還のみということになっておりますけれども、改正案は、これに半年賦償還とそれから月賦償還を加えるものとなっております。こちらについても、現在行っております東日本大震災によりまして貸し付けと比較いたしますと、東日本大震災による貸し付けについては、特例の中で年賦、半年賦ということで半年賦のみが加えられております。今回の改正では、これにさらに月賦償還というものを加えて改正をいたしたいというものでございます。

なお、これらの施行につきましては、第8次地方分権一括法の施行と合わせて本年4月1日とするものでありまして、また適用についてですが、施行日以後に発生する災害についてということで考えてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明で、施行日以後に発生した災害という説明でしたけれども、その解釈でよろしいでしょうか。

それと、そうすると以前貸してある貸し付けの部分、あれは幾らあって、現行のままでの償還額になるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 施行日以後の適用というのはなぜかということだと思います。

これについては、国から通知の中で、同一災害については同一の条件で全て扱いなさいということになっておりますので、今、本町で貸し付けしておりますのは東日本大震災のみです。

けれども、これの適用と今回の条文、特に月賦償還が加わったというあたりが違っておりますので、その取扱いは同一にしてはだめだということですので、4月以降に発災したものとということになります。

それから、あと以前の分ということですが、以前の分については今申し上げましたとおりで、従前の現行の特例が適用されている内容で行いますけれども、先ほども言いましたが、利率については全く同じでございます。保証人の考え方も同じでございます。唯一違っているのは、月賦償還が加わっているかないかということですので、この点については、現在の貸し付けについては返済するに当たりましては年賦または半年賦ということでの償還方法ということになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、東日本の場合は現行の年3%の利率ということになりますね、今後は。ここに現行の利率を延滞の場合を除き年3%とすると、現行はこうありますけれども、今度の新しいのは1.5%とするとありますけれども、それと町内に幾らあるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） ちょっと説明が足りなかったようでございまして、現行はまさにそのとおりなんですけれども、利率については、改正案の内容と同様の内容で、現在、東日本大震災については特例措置が入っておりますので、同様の内容で貸し付けがなされております。具体的に申しますと、保証人がいる場合には無利子、保証人がない場合には年1.5%の利率、これが今、東日本大震災による貸し付けで適用されているものになります。

それから、東日本大震災による貸付の人数ということですが、現在、141人の方に貸し付けがなされました。貸付総額としては3億9,562万円ということになります。

なお、このうち償還していただきまして償還終了した方が17人ほどいらっしゃいます。償還終了といいますのは、償還期限が来る前の繰上償還の方です。この方が17人おります。現在、そういった返していただいた方、全部返していない方、一部返していただいた方も含めて、現在の貸付総額、町が債権として持っている額は2億6,537万8,173円、細い数字になりますけれども、その額でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ということは、17人中120人の人たちがまだおくられているという現状のようです。債権での償還期限があるということなので、最長で期限が何年なんですか。

最長で償還の期限が。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 最長でといいますと、借りた期間にもよるものですから、実は今年度貸し付けを行った方もいらっしゃいます。そうなりますと、債権が及ぶ法定償還期限でしっかり返していただいたとして、一番最後が平成43年ということになるかと思えます。

先ほど、ちょっと説明が悪かったようで、おくらしているという誤解を要したかもしれません。別におくらしているというのは、一部合っていて一部合っていないくて、実は今のおくらしているものの合っている部分というのは、お借りになった方に対しては償還計画を出していただいております。それは繰上償還も含めての償還計画ですので、ご自身で出していただいたものから比較するとおくらしているという方もいらっしゃいますが、法定償還というのは法律でこの時期から必ず返してくださいねという部分については、まだそこまで達していない人がほとんどです。次年度あたりからそういう方が出てまいりますので、そういう意味では完全におくらしているという方ではないということで、ぜひご理解いただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回、弔慰金ということで名目が出てきましたが、この弔慰金というのは被災者支援金のことでしょうか。ちょっといまいち弔慰金という意味合いが私わからないんですけども、その辺教えてください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 弔慰金と被災者再建支援金はまた別なものでして、弔慰金についてはお亡くなりになった方に対するご遺族の方に、お亡くなりになった直後に差し上げたものです。被災者再建支援金は、議員ご存知のとおり再建したときに、例えば、被災のときに200万円でしたでしょうか、あと再建の方法に合わせてというものですので、もともと違うものということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も事業再建でたしか300万円ぐらい町からお借りしましたが、ローンを組むに当たって、とりあえずできるだけ借金を減らすということだったので、その兼ね合いでもって聞いたんですけども、やっぱり弔慰金は亡くなった世帯に対しての支援というような形の貸し出しだと思んですが、その辺はやっぱり必要なことで、とりあえずなかなかそれというのはもう世帯がなくなったり世帯主が亡くなったりとなかなか大変な部分だと思いますので、町の支援というのは欠かせない部分だと思います。

あと、返済方法、保証人関係に関しては、大体同じなのかなという感じを持ちました。なかなか順調に返せない方もいるやもしれませんので、その辺は町としてもしっかり住民の生活状況、経済状況を把握しながら、その辺は対応してもらいたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長、もう一度細部にわたって説明。

○保健福祉課長（菅原義明君） 済みません、誤解を招くような発言があったかもしれません。

弔慰金については、貸し付けではなく全くの支給でございます。ですので、死亡された際にご遺族に対して全く支給するというものですので、貸付金とはまた別です。たまたま2つの制度を1つの条例の中に入れ込んでおりますのでタイトルがそうとなっておりますけれども、弔慰金は弔慰金、貸付金は貸付金ということで取り扱いが別ですので、その辺、済みません、うまく説明できませんでした。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 済みません、わかりました。とりあえず亡くなられた方に弔慰金としてうちの親戚筋でももらった方がおりますので、それと別ということなんですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第11号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、自然環境活用センターにより使用する2階部分について、教育財産である戸倉公民館施設から除外したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、私からご説明させていただきます。

本件は、今、町長がご説明申し上げましたとおり、自然環境活用センターとして戸倉公民館の2階部分を整備するという内容でございます。

議案の20ページをごらんいただきますと、そこで具体的な部分をご説明させていただきます。

2階の防災学習室、研修・講習講義室、この2カ所の部分を条例から削除するものでございます。

私からは以上で説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、引き続き議案第11号の公民館条例の一部を改正する条例につきまして細部説明をさせていただきます。

議案参考資料の34ページ、35ページをごらんいただければと思います。

内容につきましては、まず34ページの図面が現状の戸倉公民館2階の配置図でございます。ピンク色で着色されている部分が、今後、自然環境活用センターで使用するエリアというところでございます。ピンク色部分の改修後の拡大図面が35ページでございます。

34ページと35ページ、ちょっと交互に見比べていただくようになります。

大変見づらいので申しわけございませんけれども、34ページの左側の防災学習室が35ページの実験室になります。34ページの倉庫3というところが35ページ飼育室になります。34ページの研修・講習講義室だったところが35ページで倉庫と機材室になりまして、34ページの震災記録室と隣の教室であったところが35ページの事務室と交流室となっております。

なお、海での作業が今後想定されるというところでもございますので、35ページの左下を見ていただきたいんですけども、今回、公民館1階の玄関から入る場所と、あと直接35ページ左下の階段を使って2階の実験室や倉庫に入れるように階段を設置するというところがございます。

以上で改修予定である戸倉公民館2階の自然環境活用エリアの細部説明を終わります。以上です。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ネイチャーセンターに関しましては、いろいろなお意見ありましてここに落ちついたというところですが、今までのご説明ですと、2階部分ですと伺ってきたことが表現としては多いかなと思うんですけれども、参考の資料を拝見いたしますと2階のさらに半分ですということなのかなと思いますけれども、この広さ、展示内容で、自然環境活用センター、ネイチャーセンターの機能が十分に発揮できる広さになっているんでしょうかというところが疑問視する声も上がってきて当然なのかなと思いますので、そこについての説明をもう一言加えていただきたいと思うのがまず1点でございます。

2階に直接上がれるように外階段をつける、増設するということですが、やはり自然環境活用センターの性質からいまして、町外であるとか、また町内のお子様というか生徒・児童さん等がこちらを利用するということが大変多くなるかなと思いますが、いずれにしても2階に上がるまでに1階の部分、要は公民館部分を通過していかないと環境センターに行けないのかなと思いますので、その動線のすみ分けといいますか、おじいちゃん、おばあちゃんが、地域の方が公民館として利用している部分と、そういう学習もしくは研究、それからラムサール条約、ASC、そういったものの町外、国外へ向けての発信のための施設というところをうまく両立させていけるのかというところが、資料を読んだだけではちょっとはつきりと読み取れないなと思いますので、その計画は十分勘案されているのかということをお伺いしたいと思いますので、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 昼食のため休憩いたします。再開は1時10分といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時07分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

先ほどの質問に対しての答弁から。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、後藤議員の質問、まず1点目、施設の広さ、2点目、階段を増設することによる不特定多数の方が来場する際の動線という部分でございます。

まず、1点目の広さは十分かという質問の前に、ネイチャーセンターの目的ですとか機能につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

簡潔にお話ししますと、ネイチャーセンターにつきましては、地域資源の発掘と理解、永続的な資源活用の開発を目指して調査や人材育成、情報発信、交流事業を展開すると。研究内容につきましては、南三陸町の海をフィールドに自然を題材にした活動を行うんですけども、扱う内容、対象につきましては、子供から大学院レベルまでの対応が可能と。また、町民や地元学校、漁業者への助言、提言が可能となると、これにつきましてはちょっと機材等もそろっていないので近い将来という形になりますけれども、そういった内容があるという中で、それを踏まえてお答えいたしますけれども、今回の公民館への移転、改築に当たりまして、担当部局及び地域住民への説明の中で、今回の区分となりました公民館の2階部分の機能としての部分に関しましては、公民館機能としても必要であるという中で、その辺、地域住民との話し合いの中で十分理解するということをございますので、あくまで今回色分けした部分というのは、役所内の財産区分として社会教育施設と今回ネイチャーセンターの調査研究施設を便宜上分けたものであります。

例えば、人が多く集まるようなことがあれば、先ほどネイチャーセンターの機能の中で説明いたしましたように交流事業もありますので、幅広い年代層にも対応できるよう、そこは社会教育施設、公民館と合築しているメリットを生かしながら、研修室ですとか会議室をお借りしながら活動していきますので、広さという意味では十分というご理解をしていただければと思います。

そういった意味で、今回、2階部分への動線ですとか入り口という部分もそういった考えの中で行いますので、あくまで階段を設けたというのは、施設内を汚さないようにというところちょっと余り表現よくないですけども、海から直接上がるような場合に関しましては、階段部分を使って直接実験室に行けるような機能的な部分を優先したものであるということをご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1つ安心いたしましたのは、区分というのも何と申し上げていいか、あくまで事務的なものというか表現上こうなっておりますけれども、だから流動的な利活用についても十分可能だということのようでございます。それは非常に安心するところでもあるかなと。

今、お話の中にもありましたが、基本的にはやっぱり地域のコミュニティーの核でもあるという、どちらも尊重しなければいけない部分というのがあると思いますので、今さらあっちに持っていき、こっちに持っていきという議論を今からするんじゃなくて、ここなのですか

ら、ここの今おっしゃっていただいたような、ここであることのメリット、戸倉にこういう施設があって、ですので外からの交流と地域の皆さんの交流とかうまくマッチングすると、お互い邪魔しないで、けんかしないで、何か外からいっぱい人が来るからなかなか地域の人たちが使いづらいな、かえって行きづらいわとならないように十分な配慮というのにも必要なのかなとは思っておりますので申し添えておきます。

もう一つは、改めての質問と申しますか、図面の中では外側にバルコニーということで外側部分の図面もちらっと載っていますけれども、参考資料の中では室内の改修を行いますよというところにとどまっていると思うんですけれども、大きい建物の2階の一部にネイチャーセンターがありますということが、これはやはり外から見たときに一目瞭然でわかりやすく、あ、あそこにあるんだねというのがわかるようにならなければ、やはり外からそういう研究であるとか学習活動に来ようという皆さんがターゲットにしづらくなると思いますので、例えば、外側から見えるわかりやすい看板であるとか、外壁部分にもこの部分はネイチャーセンターですと、こっちは公民館ですとわかりやすくするとか、あとは昔の昇降口だったところから結局は入って行って階段を使って2階に行くんだろうと思いますけれども、そこに至る動線などもしっかりと演出を加えるといいますか、ネイチャーセンターがちゃんとここにあるんだよということを知りやすくしていくような工夫が必要ではなかろうかと思いますが、今、議案の段階なのでどこまでというところは難しい部分もあるかもしれませんが、考えていますよという答弁をぜひいただきたいんですけれども、考えていますか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 議員おっしゃるとおりだと思います。当然、外からでもわかるような形でのネイチャーセンターの看板というのは設置を考えております。昇降口から入った動線というのは正直まだ考えてはいなかったところでございますけれども、これも公民館と協議しながら工夫してまいりたいと考えています。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2点お伺いしたく思います。

参考資料の35ページの図面なんですけれども、事業の中の1つとして交流事業ということもおっしゃいましたけれども、例えば、大きな団体さんじゃなくて家族連れとか小規模なグループが来た場合、受け入れるかと思うんですけれども、こういった小規模なグループで来た場合、どこを見るのか、展示コーナーというのが内階段のところに表示されています。それと、あと標本展示室というのがありますけれども、このあたりだけを見てお客さんには帰っ

ていただくというようなイメージに見えるんですが、どこまで開放して、例えば、楽しんでいただけるのか、何かアイデアがあるのであればちょっと教えていただきたいのが1つと、それと参考資料の34ページの前のページですけれども、震災記録室、それから教室（再現室）がありますが、ここには震災当時の、例えば、黒板なんかもありますけれども、これは貴重な資料だと思います。こういった震災当時の貴重な資料はどのようになるのでしょうか。その2点、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 1点目の交流事業の中で小規模の家族等の受け入れはどうするのかというご質問でございましたけれども、一般的には、当然、展示室等も見させていただきますけれども、例えば、体験学習という形の中で、ご家族で海藻おしば等の作成をしていただいたり、そういった、例えば、夏休みの課題とかそういった部分での調査研究もこの施設でできるという内容になっておりますので、そういった部分でご家族連れ、小さな子供さんにも楽しんでいただけたらと考えております。

2点目の現在の震災記録室、あとは再現室についてはどこに行くんだという部分に関しましては、34ページの真ん中にあります文化財展示室1、文化財展示室2とありますけれども、この教室に移動するというところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、ネイチャーセンターと社会教育施設の複合施設としての、私が伺いたいのは維持管理です。電気光熱その他、現段階である程度決まっているのか、その点、第1点伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、参考資料32ページなんですけれども、戸倉公民館の使用料が出ています。そこで伺いたいのは、これら使用料のほかに、公民館のある地区に体育館と、今多分仮設がなくなってグラウンドがあると思うんですけれども、そちらはどのようになるのか。私、個人的といいますか、本当は使用料の項目の中にグラウンドというか広場の使用料、そして体育館の使用料が入るといったことが理想的だと思っていたんですけれども、地区の方たちの協議の中で、体育館とグラウンドはどのような扱いを望んだのか、それとも望まなかったのか、その点おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） まず、維持管理の件ですけれども、現状では、戸倉公民館の部

分の維持管理、現在の利用されている状況の料金が31年度の当初予算に計上されている状況でございます。なお、自然環境活用センターの部分はこれからすぐに係る経費というのは発生しないと思いますので、その辺は今後の動向を見ながら考えていきたいなと思っております。

それから、あとグラウンドの部分なんですけれども、仮設住宅が撤去されまして、現在、グラウンドが使える状況になってございます。これによって、地域の皆様の特に想定しているのが、グラウンドゴルフなどがすぐに使える状況なのかなと思っております。まずもって、今、整備がスタートした状況であります。まずもって条例等の整備はなっておりませんが、当分、広場という形で、お試しも含めて皆様にご利用いただいております。どうかと考えている状況でございます。特別独占しないような形で有効に皆様に使っていただければという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 課長、体育館は。管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 旧戸倉中学校体育館につきましては、現在、倉庫という役割のもと使用しております。震災後に寄附いただきました物資であるとか、あるいは本庁舎に建物移転した後の什器であるとか、そういったものが現在おさめられておまして、当分の間はそういった利用、その後、そういった中身が整理される折には、利用について本格的な検討をするということにしております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 維持管理について今課長より答弁あったんですけれども、来年度は当然社会教育施設として予算計上なるんでしょうけれども、ネイチャーセンターとして機能するようになってから、どのような形での経費の案分というんですか、そういうのはあるのか、それとも社会教育施設としての経費を上げるのか、これ課がまたがっていると思うので、その点のところ、今のうちからはっきりしておいたほうが後々楽じゃないかと思うので、その点もう少し、現段階でいいですので、どのような方向で持っていくのかお答えいただけるのでしたら伺いたいと思います。

2点目の広場、もとの校庭なんですけれども、そういった校庭はどのような形で復旧するのか。復旧というか、芝生なのか、それとも前のような土なのか、あそこをどのように戻すのか、再度伺いたいと思います。

体育館については、現在、倉庫、将来的に荷物がなくなったらどうするか検討するというこ

となんですけれども、せっかく複合施設やいろいろなできるので、より有効に活用することも、戸倉地区初めネイチャーセンターに来た方たちもできれば利用できるような形で考えていけないのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 校庭につきましては応急仮設住宅として使用させていただきましたので、復旧方法につきましては私からお答えしたいと思います。

実は、県が行っている撤去工事の中で校庭の復旧工事は既に終了しております、原形復旧ということでございますので、今後、新たな工事の予定は今のところないということでご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ネイチャーセンターの改修時期というのが来年度の1月からになります。そういうことで、年度としては3カ月間という使用期間でございますので、来年度に関しましては面積案分でとりあえず料金は計算せざるを得ないのかなとは考えているところですが、ちょっと使用状況を確認しながらその辺は決めていきたいなどは考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 体育館の今後の利用についてというところではありますが、現在の倉庫で使っている状態においては、さほど経費がかからない状態ではありますが、本格的に使用するとなった場合についてはそれ相応の修繕が必要というところになると思います。今後、いろいろな可能性を含めて検討していくというところになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私が聞きたかったのは、再来年の1月から開所して、そのときは面積の案分ということなんですけれども、再来年の4月以降をどのようにするのか。例えば、先ほど課長答弁あったように面積だけじゃなくて利用人数の実績とかいろいろな案分するにも要素というかなんか、そこのところをはっきりというか、ある程度確定したほうがいいんじゃないかと思うので、再度、再来年の4月以降をどのようにするのか伺いたいと思います。

あと、校庭と体育館については、これは公民館機能としてではなくどういった形での今後利用していいのかどうか、最後伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 施設の管理経費については、やはりまだどれだけかかるという

部分がまだ想定もできない部分もありますので、これからやっぱり明確に分けることができるかどうか考えていきたいなと思います。

それから、前の校庭については原形復旧ということで、現在、土の状況でほぼ利用できる状況になっております。あとは現状の段階の状況の中で皆様にご利用いただきながら、不都合があるかどうかも含めて、お試しも含めてちょっとこれから日々利用されると予想されるグラウンドゴルフとか使ってもらいながら、ご意見いただきながら、あと考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 体育館の部分につきましては、現在、倉庫というところで当課が管理することとなっておりますが、今後の用途が定まりましたり、あるいは今後の方向性が定まりましたら、そういった管理する課と相談しながら適切な管理というものがなされていくというところになると思います。（「グラウンドの管理はどうですか」の声あり）

○議長（三浦清人君） グラウンドの管理、生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 現在、戸倉公民館で管理を考えております。利用されたい方の申し込みとかも戸倉公民館で受け付けをしながらご利用いただければと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、グラウンドを公民館で管理するというんでしたら、使った場合、ただで使えるのか、それとも料金発生するのか。そのところをどのように考えているのか、最後伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 現在、まだ条例制定、料金幾らという制定にはなっておりませんので、当分、ご希望の皆様にご利用いただきながら使っていただければと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第12号南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、伐期齢を迎えた分収林について、町と協議の上、団体においても処分できることとしたいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第12号南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

内容につきましては、議案参考資料36ページをお開き願います。

現行では、分収林を処分できるのは町だけであり、毎木調査費等の経費をかけ業者見積徴収を行っておりますけれども、分収林組合が自前で経費をかけずに買い取り業者に処分する場合や自前で伐採販売処分した場合のほうが、収益的に収益金が町で処分する場合よりも有利と考えられる場合がございます。また、今後、町で処分する場合、条件の悪い分収林ですとか面積の小さい分収林については、経費を差し引くと交付金がない状況となる場合が出てくることも考えられるため、分収林組合で一定の条件が整備されれば、双方協議の上、分収林組合が直接処分できるよう条例を一部改正することとするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何件かお聞きしたいと思います。

現在、旧行政区の財産の処分が行われています。そういった中で、住所を探すのになかなか

か旧行政区の会長初め皆さんは苦慮しています。そういった中で、分収林の町から貸していただいて結局活動していた方も、やっぱり住所がわからないというような人たちの話を聞きます。そして、前回は質問したんですが、分収林の現在、町民の団体数、そして処分が終わった団体数、そして現在済んでいる団体数、その辺の数をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、分収林の団体数、あとは処分件数等につきましてお答えさせていただきます。

まず、分収林の団体ですけれども、志津川地区が現在79団体、歌津地区が30団体ございます。処分の件数なんですけれども、ちょっと平成28年からの数字しかございませんけれども、志津川地区で平成28年度1件、29年度1件、30年度はこれまで2件。歌津地区につきましては、28年度がございませんでした。29年度が1件ございましたけれども、これが不落になっております。30年度は0件。来年度、実は歌津地区が予定しているのは4件あるという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） こういった団体数があるんですけれども、なかなか進んでいないというのは、町でどのように処分していないというのは、今後も続けていくのかというようなことがあると思うんですけれども、伐期間が近づいていると、その伐期になったら町で結局伐期しますみたいな形の状況になるような今回の条例のような感じに私は見たんですけれども、その辺確認したいと思います。

あと、売り払いの方法というのがどういった形になっているのかということも聞きたいと思います。以前、聞いたときも団体の分収林はあくまでも町で処理して、森林組合に結局利用する、木にするまでの伐採、あとその辺の売り払い経費的な面は森林組合というような形だったんですけれども、その後の流れというのはどういった形なのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の条例の改正の経緯といたしましては、先程お話ししたようになかなかこれまで町しか処分できないという中で、そうすると利益分配の割合は分収林組合が8、町が2なんですけれども、それでも経費を引いてしまうと儲けが出ないという状況ですので、そこは一定の条件がそろえば分収林組合が直接処分できるような形にすれば幾らかでも、もう何十年と管理していただいて儲けが出ないというのは余りにもおかしいだろ

うということの中で、町として分収林組合が処分できるようにするという内容でございます。

実際の分収林処分のこれまでの流れに関しまして説明させていただきますと、まず分収林に関しましては組合から処分申請がまず来ます。それをもとに町で毎木調査を実施いたしまして、売り払いの見積書を森林組合に作成していただくという流れでございます。売り払いの契約業者審査委員会を町で開催いたしまして、最低売り払い価格を分収林組合と設定いたします。これは森林組合の見積書を参考にさせていただきますと。業者から見積徴収をいたしまして、最低価格以上であれば業者と売買契約を結ぶという流れになっているところです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町で分収林の処分をかけると、基本的には組合に入るお金が少ないと、団体に入るお金が少ないと。ならば、結局、個人でも処分したいという方は今課長が話したルートでもって処分する方法しかないのかなというような感じだと思います。やっぱり、なかなか組合団体、一応、町に分収林の会に相談してどうするかというのは、今後売り払いしたいという組合をそういった形で取り組んでいくのかなと思います。なかなか大変で、そんなに多くは進まないのかなと思います。

私も、この間なんですけれども、農林課に行って調査ということで聞いてみたんですが、とりあえず価格は、ことし、千葉さんのかかわったところは高いよというような形の話を書きました。この価格の推移というのは木によっても違うんでしょうが、傾向として売り払い金額が高くなっているのか。やっぱり木の状況とかあと年数とかもあると思いますが、その辺、今現在の、そんなに処分はしていないようなんですが、傾向としては、町ではこの売り払い金額、やっぱり木材の利用あと南三陸町内における木材の質、その辺に関してはどのように分析していますか。この辺、最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 木の価格の現状ということでお答えさせていただきます。

単純に木の価格に関しましては、現状維持か、F S Cに関しては上がってきているということは聞いております。ただ、全体的に木の価格というのは下がっているのかなというところでございます。これも正直木の質にもよるんですけれども、ただ全般的に南三陸町産材に関しましては、質的には全国でもトップレベルの木の質というのは聞いているところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。13番山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 前者に続きまして、ちょっと聞き漏らした点等がございまして、まずこ

の分収林に対しまして、町への登録業者、何者ほどありました。

その点と、南三陸町産材のF S Cの認証を受けられた、そういう波及効果もあつてか材質もいいと、値がある面期待できるというような説明だったかと受けとめたんですけれども、適正な管理をしていなければ値に値するものではないと私は解釈をしております。あともう一つ確認したいのは、志津川、歌津の団体数、示されてお答えをしていただきましたが、その団体の中で震災によって契約書等の取り交わしの書類等が紛失をされた団体もあるかと思うのですが、その点は懸念されるものではないのか、まずこの点をお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 大変申しわけございません。業者が何者かにつきましては、ちょっと今手元に資料がございません。後ほどお答えさせていただきたいと思います。

分収林組合の団体の中で契約書が紛失しているという部分に関しましては、ちょっと町でそれらを完全に把握はしておりませんので、後ほど調査してお答えさせていただきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 業者は登録業者でなければいけないのではなかったかなという解釈をしているものでして、その業者以外となると、また分収林の売り払い等は適用できなかったのではないかという私の解釈なんです、それを後ほど確認したらお示しさせていただきたいと思います。

それから、書類の紛失等によって伐期50年でしたっけ、伐期は、分収林の。特殊な事情により町長が特に認めたときには処分を延長することができるということで、これまでは木価の低迷によってその伐期を延長していた団体もあるかと思うのですが、その点は。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 業者登録数に関しましては後ほど説明をさせていただきます。

伐期齢に関しましては、杉が35年でヒノキが40年でございます。現在、ほとんどの分収林が設定期間を超えているという状況であるというところでございます。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 合併前はたしか聞いたということでは50年だったのではないかなという解釈でした。35年ですとかなり単価も落ち込むのではないかなという解釈をしているものでありまして、伐期を延長している団体も木価の推移によってあつたかと、このように確認しております。35年から40年となりますと、どのくらいの単価でしょう、ここあたり。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 高いもので1立方で1万円から1万3,000円だったと記憶しています。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） そうなると、それこそ毎木調査等は団体でということで条例が改正されたわけですが、果たしてその単価で本当に残るのか残らないのかという案ずる点があるわけですが、大変搬出をする条件のいいところばかりではないので、先ほど課長がおっしゃったのは、分収歩合率は8、2でしたっけ。私、この条例の改正によりまして、ちょっと勝手な拡大解釈なんですけれども、9、1くらいに分収倍率を変えられるのかなというような解釈をしていたんですが、余りにも無粋過ぎますか。これ最後のお伺いといたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 確かに木価に関しましては、今、お話ししたようにいいもので1万円から1万3,000円というところでございます。今、議員お話しされたように、搬出経路がない条件の悪いところだと経費がかさんでくるというところでございます。ちなみに、毎木調査費に関しましては、1ヘクタール当たり約10万円から13万円ぐらいかかっているというところでございます。

そういった意味でなかなか経費がかかるということの中で、今回、分収林組合で処分できるとしたんですけれども、ただ、あくまで一定条件という部分で町で設定をさせていただいております。例えば、分収林組合で処分することがぱっと見有利と判断されるということもございまして、あとは当然処分に当たっては町も協力いたしますし、森林組合もお互い協力しながらやっていくということもございまして、あと木材の搬出に当たっては町の研修を受けるという条件もつきますけれども、ただ、そういった中で今回の改正、8、2からもっと条件という部分に関しましては、これは今ここでお答えすることはできませんけれども、ちょっとこういった今回のある一定の制度改正の推移を見ながら、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

この説明、現行と改正案を比較しますと、9条が抜ける形になります。処分することはいいいんですけれども、ただ、この9条は、分収林を処分した場合は団体は再契約できるものとするという情報が抜けてしまうと、処分した後の再契約もできなくなる、そして切った後の山

が植林もしなくなってしまう、そういう懸念がされるんですけども、その辺、木を切った後の手入れとかそういうものの管理というものはどのようになるのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 7番議員、9条は生きています。逆になっているから。いいですか、了解ですか。別な問題ですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 失礼しました。勘違いでした。

処分した後の管理というものは、植林までができるのか、それができないのかという問題がありますけれども、その辺は処分して終わりなのか、団体さんに任せるのか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回、分収林を処分した後、再契約も当然できるという形の中で、じゃあ切ったところを造林するのかなという部分ですけども、実は、分収林組合が再契約というのはほとんどない状況です。できるんですけども、再契約というのはほとんどない状況なんです。ただ、町としてそのままにするのではなくて、場所によっては造林してもちょっと条件悪い場所もあるんですけども、ほとんどは町で造林を行います。ただ、それは国庫補助金をいただいて、町として条件のいいところに造林はしているという状況です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 木は5年、10年でおがるわけでないですので、やはり最低でも50年がかかります。切った後の植林ということも大事なものなので、今、木価が安いといっても50年後にはどのように倍になるかもしれない、現在だって50年前は価値がありました。そういうものですから、やはり切った後の造林と植林というものを大事にして、植林するような環境づくりをされていかれたらいいなと思いますので、その辺を十二分に考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、先ほどの議員のやりとりでほとんどわかったんですが、1つだけ確認なんですけれども、最初、課長説明のときに、町で切ると利益が余り出なくて直接切ってもらいと利益が出ると、そういう説明あったんですが、何で町で切ると利益が出ないのか。先ほど処分申請のことやら毎木調査の件もありましたけれども、そのところをもう少しわかりやすく伺いたいと思います。そのための条例改正なんでしょうから。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長、8、2、今回の改正によって、2は町は取らないよと、要は団体に全部行くという内容じゃないの。違うの。それで違うの。そういう解釈した。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません、説明がちょっとうまくなくて伝わらなかった部分があるのかなと思っておりました。

一番は、分収林の処分申請というのは今後ふえてくると町としては考えているところがございます。業者見積徴収を行った結果、売り払い価格に達せず不落になるというのが実は何件か出ているという中で、不落の原因というのが、分収林組合はできるだけ高く売りたいと、ただ木の条件、例えば、適正に間伐等が行われていないという部分で、そういった問題ですとか地理的条件、形質販路といいますか作業道がないというところもあるんですけども、そういった原因がある中で、実は先ほどお話しした毎木調査というのは町が処分する場合は行いますが、今お話しした条件によっては毎木調査の金額というのがかなり幅広く高額に推移するという部分がございます。それを分収林組合が直接業者とやりとりすることによって、当然、その中に町も森林組合も入るんですけども、毎木調査を行わずにそういった価格の調整といいますか、それができるとというのが一番のメリットかなと考えています。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の説明ですと、毎木調査がキーポイントみたいな話だったんですが、私、切るときのシステムがちょっとまだわからないんですけども、必ず毎木調査というのをしなきゃいけないのか、それとも町で切るときもそういったことをショートカットできるのか、そういったことももう一度説明お願いしたいと思います。

それで、まだ100ぐらいの分収林があるということなんですけれども、この条例が可決することによって、今後の流れとしては自分で切るほうが多くなるのか、それとも町で切るが多くなるのか、見通しというか状況おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） いろいろメリットあると思うんですけども、一番の大きなメリットは毎木調査費が、言葉は悪いですけども、調査費が浮くというところはメリットとしては大きい部分なのかなと考えております。

今後の状況に関しましては、どちらが多くなるかという部分に関しましては、今回の改正によって自主的に分収林団体がじゃあ処分しようかということは多くなってくるのかなとは感じております。

○議長（三浦清人君） 納得しませんか。（「じゃあちょっと1点だけ」の声あり）今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 毎木調査なんですけれども、それは町で切る場合は必ずやらなければいけないのかどうか、そこだけ確認させていただければ、私、納得させていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 町でやる場合は必ず毎木調査はいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第13号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第13号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区市街地に整備中である公園について、都市公園として追加すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長、建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第13号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をいたします。

議案書は25ページ、議案関係参考資料は2冊のうち1冊の37ページになりますのでお開き願いたいと思います。

松原公園につきましては、東日本大震災により被災いたしまして、現地復旧は不相当と判断いたしまして条例より削除してございました。その後、内陸部での復旧について国の許可を得て助作地区におきまして現在整備してございます。

工事につきましては、本年5月末には一部を除き完成する見込みであることから、条例の別表第1に松原公園を加えるものでございます。

公園の名称につきましては、都市計画並びに災害復旧事業においても松原公園の名称を使用している、それから町民からの認知度も高いということで、松原公園の名称を使用することにいたしました。

施行日につきましては、公布の日から6カ月を超えない範囲内で規則で定めたいと考えてございます。

なお、公園の供用開始は、芝の養生期間が必要なことから本年9月を予定しております。

以上で細部説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

先ほどの質問に対しましての答弁が残っておりますので許可いたします。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先ほどの質問の中で、登録業者数とあとは流出した契約書の数ということでご質問ございましたので、お答えさせていただきます。

まず、登録業者数ですけれども、現在3者でございます。津波等で流出いたしました契約数に関しましては、ちょっと現在、平成14年度の分収林台帳によって鋭意調査中というところでございます。どうしても地区名での契約であれば、台帳に載っている地区名がわかればそこから拾えるんですけれども、どうしても団体の名前だけだとなかなか見つけれられないということの中で苦戦しておりますが、現在調査中というところでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 先ほどは議案第13号の説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か質問したいと思います。

都市公園として高台にできた団地内の公園は、海拔も随分20メートルとか高いんですが、今

回、松原公園ということで公園という形で町はあの場所をくくっていますが、あそこの海拔は幾らぐらいあるんでしょうか。

そして、志津川地区の東山公園は、市街地の盛り土が大体10メートルちょっとぐらいありますが、それよりは高いので結構津波を今後想定した場合に、あの部分までは大丈夫なのかなという感じがします。しかし、松原公園はなかなかいろいろな行事があったときにちょっと心配される部分があると思います

あと、ここにあります上の山緑地、あそこにはこの間、津波の到達地点に目印が建ちましたが、あそこには書かれている津波の波高は16メートル50センチでした。ですから、緑地公園として果たして上の山緑地、その辺も今後どのような利用と考えているのか。

いろいろ聞きましたけれども、3点ぐらいお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 助作地区の現在整備している松原公園の海拔についてでございますが、海拔7.3メートルから7.6メートル程度という地盤の中でございます。当然、東日本大震災クラスの大津波が再度と場合にはということで、北側に整備しております復興拠点連絡道路に駆け上がられるような形で階段をあわせて設置させていただきました。

1点目については以上でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 都市公園として東山公園がございまして。議員おっしゃるように一定程度の高さがございまして、通常の津波といえますかL1津波であれば十分安全が確保できるものと考えてございます。

それから、上の山の緑地でございましてけれども、これについてもL1の津波に対しては十分安全が担保できると考えてございましてけれども、いずれL2には対応できない部分がありますので、利用に当たって避難経路等々の検討をする必要があるかと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 上の山緑地に関しては、今、津波到達地点に木の標準木みたいなものが立ちました。そして、裏側には志津川保育所がありました。そして、志津川保育所が解体され、広々とした場所が、あそこには土地が広がっています。上の山緑地に関しては、その分も上の山緑地としての活用か、それとも広がった土地を町はどのような形で緑地として利用していくのか。

あともう一つは、志津川地区の住民の人たちは上の山緑地が津波発生時の避難場所となって

いましたが、今後もあそこは避難場所というようなくりの土地なのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 上の山緑地につきましては、旧本当の公園の部分といたしますか、その部分が公園でございまして、今回、保育所の解体で発生した土地については、公園というよりも他の利用を考えざるを得ないと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 旧保育所の敷地の部分につきましては、現在、普通財産ということで管理しております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 新しい計画の中では、避難所には指定していないと認識しております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 旧志津川保育所に関しては、町の財産として今後利用するというような形だと思うんですけども、もちろん利用方法というのはまだ町では考えないということですか。その辺お願いします。

あと、以前はあそこが津波避難の場所でした。そして、あの地区にはまだ住民が、私の感じるところによると30軒余りがあの辺にあります。そして、津波発生時にはあの地区の人たちはどこに避難すればいいのかと、こういった話も聞こえてきます。そういったことを考えた場合に、津波が発生してこの間のような16メートルぐらいの津波が来た場合にあそこはまた孤立してしまうと、そういった住民のことを考えれば、上の山緑地、いろいろな活用の仕方があると思うのですが、今後の考え方だとは思いますが、町としては今後あそこをどのような形に利用していくのか。あと、住民の避難場所としてもうちよっと高いところに避難するような説明を地区の住民にはしているのか。その辺、最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 志津川保育所の跡地につきましては、現在、特に利用計画はございませんが、当面はまだ復興事業等なり、あるいは今後予定されている道の駅の工事等で、どうしても駐車場が不足がちになる部分を補う形での利用という形で当面は考えてございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 上の山よりもさらに高い地区ということで、志津川小学校が地区の

避難所ということになってございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、志津川地区にこういった立派な公園が復旧して大変喜ばしいことだと思います。そこで伺いたいのは、名称が松原公園なので松の植樹はされるのかどうか、まず第1点、伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、松原公園はかつて、ご存知かどうかわからないんですけれども、戸倉地区にも松原公園という公園がありました。それも8年前の震災で同じように流されてしまいました。そこで、以前、私も聞いたような記憶もあるんですが、こういった立派な公園が完成するという、そういったタイミングに合わせまして戸倉地区の松原公園の復旧の見通しというか、そういったことがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 助作地区の松原公園を復旧するに当たりまして、植栽とかも当然議論の中にありました。今回、現在整備しておりますのは国の災害復旧事業というのを活用して工事を進めております。残念ながら、植栽につきましてはオーバーフローしている部分もございましたので、その部分については現在の工事では何とも植樹までは回っておりません。

ただ、しかしながら、このイメージパースにも桜とかをイメージしたような場所を書いたんですけれども、こういった一定程度の広さの緑地とかもございますので、かつ震災からこれまでさまざまなご支援いただいております団体さんがございます。松の植樹ですか、そういった部分のご支援とかもいただいた団体もございますので、今後、そういった形で場所は一定程度ございますので、松も含めた形で緑化、緑地化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 戸倉の松原公園、知っている方。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 誰も答えないので答えさせていただきます。

今回、都市公園ということでご提案させていただきました。戸倉にあった松原公園、同じ名称でございますけれども、そちらは農業関係で整備した公園であると聞いてございます。残念ながら、農業関係の災害復旧事業は多分申請されておられませんので、そちらは別な何かの方法でもし復旧するとすれば、復旧方法も含めて検討が必要だと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 植樹について課長より答弁いただきました。そこで最終的に伺いたかつ

たのは、かつてあった場所は松がいっぱいあって、そういった趣での松原公園でした。今回、こういった名称で出てきたものですから、今後、公園名に関してはこのままの公園名でいくのか、それとも新たな公募なりネーミングライツなりして決めていくのか、その点、再度名称に関して伺いたいと思います。

2点目の農林関係で整備した公園なのですが、課長の答弁では復旧の見通しが無いということなのですが、そこで別の方法という、ちょっと前向きっぽい答弁がありました。そこで伺いたいのは、かつて戸倉小学校があったあの一带はどのような形の整備になるのか、ならないのか、公園のようなものができるのかどうか、そういった淡い見通しを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の都市公園の名称を決めるとき、少し悩みもあったんですが、いずれ町民の皆様が親しまれている松原公園がいいだろうという決定をしました。その根拠なんですけれども、どなたが見てもあの場所に松原公園という公園があるということに多分疑問を持つだろうと、そもそも、なぜここに松原公園があるかということが多分公園があるうち皆様の話題になっていくだろうと、ここに移った歴史をそれぞれ語り継がれるだろうということを期待して、実は松原公園にあえてさせていただきました。

それとあともう1点、戸倉地区でございますけれども、ご存知のように戸倉地区の背後地、震災後、今、土砂を置いていますけれども、いずれ撤去する予定でございますので、高さ的には震災前と何ら変わらない高さに復旧されると思います。安全道からいけばかなり低い状態でございますので、議員おっしゃるように、もし公園を整備するとすれば、やはり安全な高台にということをお考えざるを得ないと思ってございます。候補地は何点かあるかと思いますが、ただ先ほど申したとおり整備手法がなかなか見つからない状態でございますので、ここは地域の皆様と相談しながらやっていくしかないかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私、何もわからず課長のそういった奥の深いネーミングの由来を聞いて納得しました。そこで、先ほど言った松の植樹なんですけれども、しつこいようなんですけれども、なおさらそういった深いネーミングをより確かなものにするために、推進課長答弁あったようないろいろな支援で植樹されるという、そういう予定も聞きました。私の思いとすれば、1本でも2本でも松だったらこの植種をとにかくいろいろな種類があると思うんですけれども、こういった種類でもいいので一、二本、モニュメント的に、名前の由来を確認した

ときに少しでも何かを添えるような、そういった植樹を考えてもいいと思うんですが、そういった件に関して再度伺いたいと思います。

あと、戸倉地区のところですけども、平地になるということでわかりました。ただ、あの近辺初め戸倉団地ができて、朝晩、朝なんでしょうけれども、結構散歩をしている人たちがいます。そのときに、さきの議案の元戸倉中学校のグラウンド等も緑というか、先ほど言った元戸倉小学校のあたりも雑草ではない緑のような形にしてもらい、朝晩散策する人たちとか、老人、お年寄りの方たちの少しでも心の復興に寄与するような、そういった形で整備できないかどうか、再度伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、寄附を考えているというお話をさせていただきましたが、どこの団体から何本とかいう具体が既に定まって予定しているというわけではございません。災害復旧が使えない限り、さまざまな財源とか、あとは現物とかいう手法を一般財源だけじゃなくて検討していくという意味でございました。旧松原公園にあった松林、私の記憶ですと黒松が多かったのかなと。ただ、道路沿いのほうは赤松もあったのかなという部分もございますので、今の議員のお話とかも踏まえて、樹種の選定、本数とかは松で検討、決定してまいりたいと。

1点申し添えますと、町の町木タブノキ、今、ベイサイドアリーナ南側にございますが、これからインターロッキングがあつてというあの通りのところにタブノキがございますが、その木を今度改良工事するに当たって、適切な時期に松原公園に植えたりとかいうことも、あわせながらよりよい緑地環境をと考えております。

あと歴史の、建設課長が話した部分に加えての話なんですけれども、実は震災を受けた旧松原公園の園名板といいますか、松原公園と書いた御影石が沖に流されずにございました。それを、8年たちますけれども、町として現在保管しております。本議案が可決されました後においては、新しく園名板をつくるのではなく、その旧松原公園で使っておりました園名板をそこに設置をしようという予定もございます。そうしたことも含めまして、なぜここが松原公園なのかという部分をしっかりと伝えていければと考えております。

1点は以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 間もなく県が施工している防潮堤の工事が完了する予定でございます。ちょっと思い出していただければ、防潮堤の計画が出てきたときのパスがございます。

当時、背後地の利用は特にありませんでしたので、景観等の議論もあったということもあって、そのパースには背後地に緑化されたようなパースであったと私は記憶しているんですけども、松原公園と同様、今、植樹をする当てというのは実はなくて、ただ、あるのが買い取った土地であったり戸倉小学校の跡地の土地であったり、土地は点在しながらもところどころにあるんだらうと。あとは全ての事業が終わった段階に、これは個人的な考えですけども、地域の皆様とそういう植樹会が、木を植える会です、そういうのが何らかのスポンサー一いただいて植えれば、それが本当の防潮堤にとっての完成かなと考えてございます。

ただ、今、何の担保もない中でのお話でございますので、そこにつきましてもやはり議員の皆様初め地域の皆様としっかり協議しながら決定していきたいと考えてでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点ほどお伺いいたします。

上の山の緑地、あそこに職員の人たちが大分避難して小学校まで避難したということを知っております。そのときはもう道路も道もなく、そういう状態の中で上の山から志津川小学校に逃げたということをお考えすると、先ほどお伺いしたら30軒ほどのおうちがあると。そして、その人たちは下に逃げるわけではないですね、下は車で行くと下に行きますから。そうすると、徒歩で逃げるということが考えられます。そして、また下のほうの商店街の人たちも築山まで行くよりも上の山に上がったほうが早いかなと思うんです。そうした場合、小学校までの道、徒歩で逃げられる道というものも当然確保しておくべきでなかろうかなと思いますけれども、その辺どのようにお考えになるか。

そして、8年もたちました。そうしたとき、避難していた道が雑草とかいろいろなもので道の筋もなくなっていると思われるんですけども、その辺確認していたのであればそのことと、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 避難計画の中では、低地にある方々、警報が出るというような段階で素早く指定された避難場所に避難行動をとっていただくということが原則になります。したがって、無理に山を越えていくというようなことよりは、素早く津波が来るまでの時間の間に高い指定の場所に移動していただくということが大切になるだらうと思います。

議員おっしゃるのは、それでも仮に残った人たちがあった場合の避難路というようなことでしょうから、その分についてはすぐ無理に道路をつくるのがよろしいのか、地域の方々とそ

の必要については今後の検討というようなことになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 残った人たちではなくて、やはり初動行動が大切でございます。わざわざ車で逃げるとなると一旦下に下がらなきゃならないので、それから小学校にでも避難場所に行かなきゃならない、低地を歩いていかなきゃならないという現実があります。

そうした場合、やはり車ではなくて、道が何も大きい広い道でなくて人が歩けるぐらいの道があれば、そこは安全な小学校に逃げられるということなので、それが地域の人たちはわかっていると思うんです。上の山が避難訓練していた場所なので、目の前の高台ということなので。残った人ではなくて、そういうためにもそこを何百メートルあるかわからないんですけども、人が行かれるぐらいの常に刈り払いでもなんでもしておいて道筋をつくっておくべきでないかなということをお願いしているんです。

○議長（三浦清人君） 及川議員、公園の条例などで公園と関連性を持った質問してください、関連性を持ったです。（「上の山公園から抜ける」の声あり）最初からそう言ってください。ここから、上の山公園と松原公園。関連性を持たせた質問に持って行ってください。

答弁。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 現在も上の山公園から上の地域にお住まいの方々は、配水池を伝って行ける通路がございますので、その利用が可能です。

○議長（三浦清人君） 12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） まず、松原公園。私、以前、お聞きしましたけれども、このトラック部分に雨対策としてテント、上屋という話もしましたけれども、今回は原形復旧ということではなかなかだめだということは認識しております。その折で、いろいろな方々が野球なりトラック競技なり、あとは地域の方々が利用するんですが、その折心配したのは雨対策ということでもあります。そのとき、あずまやを、あのときの答弁だと二、三カ所つくるんだなど、私はそういう認識でおりました。今回のそういう設備ということでお伺いします。

この図面の中で真上にいるのがあずまやになるものか、そしてトイレも一応雨対策にはなるという答弁も前いただいていたけれども、やっぱり近くに雨降ったとき、逃げるようなところがないので、その辺も随時、町の単費でもいいから整備をするというような答弁であったなというような記憶をしておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 議員から前にご質問いただいたとおりでございます。災害復旧

で整備いたしますあずまやにつきましては、38ページの資料のイメージパースと右下にございますが、そのすぐ上の部分、要は遊具広場に1カ所、あずまやを現在工事しております。加えてあと2つ、これはたしか東京世田谷の建設関係のボランティア支援団体の力をかりまして、あと2つと考えております。それにつきましては、当然、災害復旧工事とは別に設置をしたいと町といたしましては考えております。設置場所でございますが、野球場の左中間というんですか、トイレ、三角地でございますが、要は公園の一定程度中心に近い部分、あとはその下、現在、助作の浄水場がございます駐車場と旗を立てているエリアにということで一応考えてございます。

ただ、災害復旧で実施しないあずまやにつきましては、今回の工事には入ってございませんので、そのあずまやにつきましては生涯学習課、建設課で、支援団体と施工時期とかにつきましても事務レベルで詰めている最中と承知しております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 世田谷からそういうことで、善意で2棟建ててもらった。私のイメージとするあずまやというと、4本柱のないイメージなんです。大体どんなあれでもって、さっきの平面図で言いましたっけ、どれぐらいの大きさになるのか。それで、生涯学習課でやるというあずまや、聞くところによりますと旧松原公園にあった柱を立てて上がはりというか、桁にはりがちょっと渡した、あれもあずまやという認識だということを聞いたことがありますけれども、できれば雨対策ということで、そういうんじゃなくてまともに屋根をかけたあずまやがいいのかなと、私はそんな認識ですけれども、どのようにお考えでしょうか。大きさと、それをあわせてお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、済みません、災害復旧で整備を予定しているあずまやでございますが、3メートル四方の広さでございます、約3メートル四方のサイズでございます。屋根を当然かけます。地面から屋根までの高さが、済みません、2メートル50弱という大きさでございます。世田谷の建設職組合さんという団体だったと記憶しているんですけども、支援をいただく団体と一緒に予定しているあずまやにつきましてはの詳細は、多分、これからどういったしつらえでというのは、これから詰めていくということかと思えます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） ただいま復興推進課長が申しあげましたとおり、世田谷土建の皆様と協議は進めてはいるものの、どの辺、どのぐらいのちょっと経費がかかってしまうとかまだ詳細な部分は詰めておりません。ご要望のとおり雨宿りとか必要だと思いますし、その辺のちょっと材料等、その辺がまだ詳しく決定を見ておりませんので、いずれにしてもちょっと協議を進めている状況でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。それで、かつこいい、使い勝手のいいやつになるようにお願いしたいと思います。

それで、野球場なんですけれども、原形復旧ということだとなかなかダッグアウトとかそういうの難しいかと思うんですけれども、以前はトラックのコンテナの部分置いて倉庫がわりに使うとかいろいろな件ありますけれども、今回、このように立派な施設になったので、そういう対策も、やっぱりいつもいつも晴れているばかりじゃないので、そういうところもぜひ、備えつけじゃなくてもいいので、今言ったようなものでもいいし、いろいろなことで使い勝手のいい施設になるように努力することをお願いして終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） あずまやに続きまして、ちょっとまたお金のかかるようなことを言おうかと思っているんですけれども、駐車場が3つありまして、JRの線路跡のところの駐車場がありますが、色づけされていない線路跡のところ、私、ちょっと遊び心をくすぐりたいなと思っているんですけれども、松原公園をさらに話題性のあるものにしてはどうかと思っ提案させていただきたいんですが、例えば、線路跡、色づけされていないところ、ここ遊具広場をちょっと拡張するようなイメージで旧JR気仙沼線の緑色の車両なんかを置くとかすれば、ちょっとイメージもよくなるんじゃないかなというも考えています。

それと、あと線路をまたさらに北東に進んでいったところに、ちょうど野球場のバックネットの後ろにトンネルの入り口がありますよね。このトンネルを、例えば、ワインセラーに活用すると。ちょうどワインプロジェクトなんかもやっていますけれども、そういったことをやってちょっと話題性を松原公園にプラスしてはどうかと思うんですけれども、どうでしょう。企画課長、こんな企画をしていただけませんか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 最初に、ワインの関係については、既に使えるかどうかという調査といたしますか既に行っておりまして、残念ながら湿度が余りにも高過ぎるということでなか

なかトンネルの利活用という部分については、ワインという形ではちょっと無理なのかなと思います。

それと、JRの敷地につきましては、まだ相手方とのお話もありますので細部まで言えませんが、町として使える部分は使っていきたい旨の話し合いは今進めているところでございますので、まだ結果としては結論は出ていませんが、いずれ町が使える、使いたい部分についてはJRさんも前向きでいるようでございますので、今後決まりましたら改めてご紹介したいなと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようなので、討論を終結いたします。

議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を
改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第14号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第14号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に対応すべく関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第14号について細部説明を申し上げます。

国は、平成31年4月1日施行として学校教育法の一部を改正する法律により、新たな高等教育機関として専門職大学と専門職短期大学を創設する法改正を行ないました。これに伴い、学校教育法を引用する町の条例3本を一括して改正する条例を制定するものでございます。

議案書27ページには、第1条から第3条までそれぞれ町の条例の改正をうたっているものでございますが、新旧対照表でご説明いたしたいと思えます。

議案参考資料39ページからごらん願います。

まず、南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例でございますが、第14条第1項第6号及び第7号において、技術管理者の資格要件について、改正前は学校教育法の短期大学とされていた部分を法改正に準じて改正後の条例では専門職大学の前期課程修了者を含むものとして改正するものでございます。

次に、40ページでございます。

南三陸町職員の自己啓発等休業に関する条例であります。条例第4条で自己啓発のための休業できる教育施設を学校教育法を引用して規定しておりますが、その法改正の条ずれに応じて引用条項を改正するもので、意味におきましては変更はございません。

次の41ページは、南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、第10条第3項第5号で放課後児童支援員の要件が規定されておりますが、大学に加えて専門職大学の前期課程修了者を加える改正とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子） 1点お伺いいたします。10条の中の放課後健全育成事業の関係です。

第14号の関係参考資料の41ページです。

放課後児童支援員の関係の（5）の中の一番最後の下線を引いている部分なんですけれども、専門職大学の前期課程を修了した者を含むとありますけれども、前期は全部の全じゃなくて前後の前となりますけれども、前期後期あるわけなんですけれども、この前期の部分でと解してよろしいでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 専門職大学の前期ということでございまして、専門職大学は4年制の大学のございまして、前期を修了する段階で短大卒と同位の同じ学位がいただけるということのございまして、そのために短大卒をもって資格を与えますよという部分については、前期を修了したものということになったようございまして。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子） では、前期というのは短大卒と解していいということですね。わかりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者
に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第15号南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部改正に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 議案第15号につきまして細部説明をさせていただきます。

本案は、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案書は29ページの改正文、議案関係参考資料は42ページ、43ページに新旧対照表を載せてございますのでごらん願いたいと思います。

改正する内容でございますが、水道事業の布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件につ

きまして、これまでの資格要件に新たに専門職大学の前期課程を修了した者を含むものとし、有資格者の拡大を目的として改正する内容でございます。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例及び南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第16号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例及び南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 町長、説明。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第16号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例及び南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、家庭から一般に排出される可燃ごみの処理手数料について定めるなどしたため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、議案第16号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例及び南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す

る条例制定についての細部説明をいたします。

本条例は、ごみの抑制、資源化を図るため、家庭から排出される可燃性ごみを指定された袋で排出する場合の処理手数料を新たに定めるとともに、直接廃棄物処理施設へ搬入されるごみ手数料についての見直し等を図るものであります。

今後の説明は、大きく指定ごみ袋の流れ、次に条例に一部未施行部分がございますので、それらの経緯、経過、最後に具体的な改正内容についてご説明したいと思います。

それでは、初めに指定ごみ袋販売の流れの現在と手数料の導入後の流れについてご説明いたします。

本日、配付いたしました指定ごみ袋のフロー図をごらんになっていただきたいと思います。

昨日、一般質問それから質疑等といろいろ、こちらで理解不足でいろいろご迷惑をかけた分に関しては非常に申しわけなく思っております。

本日、議案第16号議案参考資料として図面を配付させていただきました。図面に記載している金額は、あくまでも予定金額であり確定している金額ではないことをご理解いただきたいと思います。

それでは、配付になっている資料をご説明したいと思います。

初めに、上の部分、町指定ごみ袋販売フロー図（現在）という部分をごらんになっていただきたいと思います。これは現在のごみ袋の製造から販売までの流れをお示ししています。

一番最初に、町は指定ごみ袋の製作の申請が商工会からございます。

次に、指定ごみ袋の製作の承認を町はいたします。この期間は2年となっております。

次に、商工会さんは指定ごみ袋の発注を製造業者にいたします。

それから、指定ごみ袋の納品が商工会さんがございます。

商工会さんは販売店に納品依頼を受け、代金を支払い、それにかわって納品するようなことで販売店のもとにごみ袋が届くという形になります。

販売店は、一般町民に対して販売、それからお金の支払いという一連の流れとなっております。

現在、指定ごみ袋を用いて排出される家庭ごみの処理手数料は発生しておりません。この中で商工会さんの人件費なり、それから販売店の人件費あるいは利益等に回っている分というところであります。

次に、下の部分、手数料導入後ということでフローをごらんになっていただきたいと思っております。

まず、町は商工会さんに対しまして指定ごみ袋の製作・販売の委託を行います。商工会さんは指定ごみ袋の発注を行う形になります。

それから、製造事業者さんは発注に基づいて指定ごみ袋の納品を商工会さんに行います。

商工会さんは、販売店に対しましてごみ袋の納品を行います。

販売店さんは、町民に対しまして販売を行い、代金を受け取ります。

販売店さんは販売実績を商工会さんに報告し、商工会さんは町に対して販売実績の報告をすることとなります。

町は、手数料徴収の委託をごみ袋を販売する販売店と直接契約いたしまして、手数料の納入をいたします。

それから、販売店は手数料の納入を町に対して行います。これは町が直接販売実績に基づいて納入通知書を送って、販売店はそれに基づいて納付すると。その際に、委託料を相殺して納入することができるということで、袋の代金から手数料を引いた金額を納付するという形になります。

右下部分の黒い太線の中に記載ございますので、この部分についても朗読させていただきます。

1番目の指定ごみ袋の製作・販売については、商工会さんに委託することを予定しており、ごみ袋1枚当たり2円程度を予定しております。

それから、家庭系ごみの処理手数料を町指定ごみ袋購入時に支払うこととなるわけですが、手数料の額については45リットルのごみ袋1枚当たり30円、30リットルのごみ袋で1枚20円となり、この辺は後ほど具体的に手数料の改正案の中でご説明したいと思います。

それから、手数料の徴収の部分につきましては、地方自治法の規定に基づいて委託して、天引きすることが可能であるということの形の中で対応すると、事務手続を進めるということやって、ごみ袋1枚当たり3円程度を予定しております。

それから、販売店は徴収した手数料から徴収手数料を控除した額、他でもお話しした天引きした部分について事務処理を行います。実質45リットルのごみ袋で1枚当たり27円を納付することとなりますし、30リットルのごみ袋ですと1枚当たり17円を納付する形になります。

大きくはこういうフロー図になることとなります。

次に、本条例には今までは未施行部分の条例がございました。これらの経緯、経過について説明いたします。

消費税法は、昭和63年、国会において法案が可決されまして、平成元年4月から施行されて

おりました。消費税の負担税率につきましては当初3%でしたが、平成9年に5%、平成26年に8%、平成27年に10%となる予定でこれまで来ている経過がございます。これに合わせて当町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を平成26年の3月定例会において、改定した手数料でご提案をさせていただきました。要は、通常のごみ処理費用に消費税を転嫁した形での料金の設定でございます。

消費税率を5%から8%に改正する条文は平成26年4月から、それから消費税率を8%から10%に改正する条文は平成27年12月1日から施行する予定となっておりますが、経済状況の低迷によりまして、国は消費税の引き上げの実施日を平成29年4月1日、それから平成31年10月1日と二度延期しましたことから、本条例の施行期日も国で定めた実施日に合わせて改正する必要性が生じたことから、条例の一部を二度改正して手数料の改正を行っていましたが、施行時期がまだ到来していなかったために未施行ということとなっていたところでございます。

それでは、最後に具体的な改正内容についてご説明したいと思います。

詳細は議案参考資料の44ページを使ってご説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例では、第1条で現在未施行となっております別表1の手数料を削除するものです。これは別表の部分が44ページ、それから45ページに引き続き記載してございます。

それから、46ページをお開きいただきたいと思います。

次に、現在の南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正するわけですが、第1条では文言の修正ということで、それから浄化槽法というのを及びでつないだということになります。

それから、3条の2を追加いたしまして、一般廃棄物の処理の方法を新たに明記したところでございます。家庭から排出される可燃物、それから家庭から排出される不燃物及び資源物、それから家庭から排出される粗大ごみ、それから事業活動に伴って排出される可燃物、不燃物及び資源物、47ページをお開きください、それからし尿と浄化槽汚泥というようなことであります。それぞれ処理の方法を記載してございます。

それから、第4条では処理手数料を新たに設定したものでございます。この部分が改めて別表、料金の手数料の改正分という形になろうかと思っております。大きくは家庭から排出される可燃物、これは有料化に基づいて作製します指定ごみ袋30リットル用が1袋につき新たに20円、それから45リットルが1袋につき30円ということで新たに追加されたものでございます。

それから、家庭から排出される可燃物及び不燃物、それから事業活動に伴って排出される、48ページをお開きいただきたいと思うんですが、可燃物及び不燃物、それから次の段の家庭から排出される可燃性の粗大ごみ等ございますが、この3つの区分につきましては従来から料金は一律に定めてございました。これが50キログラム308円ということで期待しておりましたが、今回、495円に改定するものであります。

お戻りいただきまして、48ページの料金で、家庭から排出される不燃性粗大ごみでクリーンセンターに搬入されるもの、それからし尿としてし尿収集手数料18リットルごと98円、し尿処分手数料18リットルごと4円、浄化槽汚泥処分手数料1,800リットルごと1,571円につきましては、消費税法が10%となった未施行の条例、別表の料金をそのまま据え置いている状況となっております。

ページでいえば44ページ、45ページという料金はそのまま10%で制定されましたが、施行期日がまだ未施行だったために適用にならなかった料金をそのまま今回新しい改正後の料金に入れ込みで改正するという形になっております。

なお、これらの本条例の施行期日は平成31年10月1日を予定しているところでございます。

私からのご説明は以上で終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） きょうの議会の紛糾を考えれば、この問題がどれだけ住民に密接、そして事業に密接した問題かと私は思っています。私も一般質問の中で生ごみの再利用、ごみを減らすことによって可燃ごみの焼却とかその辺の経費が浮くんじゃないかということで議論を町長とさせてもらいました。

しかしながら、最終的には、そのときには今の南三陸町のごみ焼却場の状況、そして置かれている今の現実、気仙沼に運んだり、あと灰の処分とかそういったもろもろのことを考えればしようがないのかなと、とりあえず町の財政も大変だからというような形の感じで少し納得はしたんですが、昨日の議論を聞いていくと、数字の面でいろいろな数字的におかしい部分が私はたくさん感じられて、またフローを見て、また疑問が逆に膨らみました。

とりあえず、ごみ袋を、45リットルで話をしますと、45リットルがこれまでの14.2円、これは町の負担で町民には負担はなかったけれども、今度30円にして12円80銭ですか、これが町民負担となって30円になると。そういった状況の中できょうの議論を聞いていくと、環境対策課長にはいろいろきのうもご苦労されたみたいですが、なかなか今の説明でもフローの今

後の姿を見た場合に、やっぱり商工会に委託しないと町内の商店でゴミ袋を売るルートがないから、とりあえず商工会さんで委託して、とりあえず地元の商店に販売してもらったと、こういう内容だと思うんですけども、きのう、課長が説明してくれましたいろいろな町の取り分とかあとゴミ袋製作費、その辺いろいろ計算していくと、最終的な27円という数字がちょっと私には理解できません。30リットル当たり27円を町にやって、また納付書でもって商店に返ってくるというようなルートみたいな説明ですが、幾ら考えても私の計算では成り立たないと。逆に45リットル30円、この袋の製作費にきのうの話ですと11円かかります。そして、町の取り分ということで5円、そしてあと委託費2円、これ全部含めていくと16円になります。

私が普通に考えた場合に、物をもらって町内の商店に販売を委託した場合は、町でかかった今の経費を引いた、18円を30円で引いた場合に12円だと思うんですけども、1袋を売った場合に12円の利益が販売店に行くのかなというような単純な計算しました。そして、1袋大体10枚なので、そこで10掛ければ120円の1袋売った場合、大きな10袋1組の1袋を売った場合、120円の利益が商店に出ると、こういった考えを持ちました。この辺、ちょっともう一回、課長、済みませんけれども説明してください。

あとは、事業所からのごみは50キロで314円、多分、この14円というのは町の負担になっていると思います。50キロで大体300円というようなごみ処理の設定になっていました。それが、今度495円になります。そして、大体私なんか持っていくときは大体50キロを超えていますので、50キロを超えた場合に1キロ部分ずつ計算して料金を加えるのか、それとも51キロになった場合に100キロとして計算するのか。事業ごみからのごみの処理量、この今の2つ、もう一度、課長、お願いします。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） まず初めに、ごみの手数料の関係でございますが、今、想定している部分というのは、商工会さんで販売している枚数は平成28年と29年の平均で30リットルが9万2,000枚、それから45リットルで51万8,250枚なんですが、自然とごみが減ってくれば袋も減るということで、10%ほど削減しますと、大きくは30リットルで8万2,000枚、それから45リットルで46万6,000枚ということになります。それに単価の30リットルの20円と30円を掛けますと1,560万円ほどの収入になると。

これに対しまして、支出ですが、製造費に大体端数の部分があるんですが、30リットルで10円程度かかると、それに8万2,000枚となると82万円、それから12円となると46万6,000円を

掛けますと559万円ほどになります。それに販売委託手数料、それから製作の商工会さんへの委託料が2円と掛けまして、それに54万8,000枚両方の枚数を足したやつに消費税をかけますと、大体120万円ほど。それから、3円は販売小売店ということで3円掛ける54万8,000枚掛ける消費税となりますと180万円、差し引きしますと610万ほどの差益が生じると。これは1年間でございますので、半年であればこの半分ということの想定でございます。

それから、事業系のごみで直接クリーンセンターに持っていくとなると、どうしても50キロ単位、50キロ未満については50キロとするということになりますから100キロになりますので、そのところは持っていく時点である程度、もしできれば50キロ未満にして持っていただければ非常に有効な形になろうかなと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 課長、50キロ未満はわかりました。例えば、55キロとかなった場合はどうなりますかという質問。課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 50キロごとに495円となりますから、100キロという基準になります。50キロごとということになりますので、現在もその形で運用させていただいています。確かに、地域によって仙台近郊のところは10キロという単位もございますが、当町につきましては、どうしても海岸の沿岸沿いということで重量が多いものが大分多いということで50キロ単位をこれまでやってきた経過がございますので、この考え方は従来どおりの設定でやっていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長の説明は、金額が大きくなるとなおさら1袋当たりの云々というのがちょっとわからなくなります。だから、私は45リットル1枚30円ということで1枚当たりの製作費、あと町の取り分、あとは商工会の委託料、それを引いていったら残るのが12円であって、12円が販売店に1袋当たり入る金額じゃないかということを知ったんです。全て大きい形で言われてもなかなか理解に苦しむ。

そして、今の50リットルより1キロふえた場合には50キロ、50キロで倍だということは、結構大きな金額になると思うんです。逆に102キロだったら、今、計算している値段だと495円、1,500円という形に101キロでなります。この計算はどこかおかしくないかと。そして、ましてクリーンセンターに行けば車ごと台に乗って全部落として、また台にはかるというような今方法をやっていきます。やっぱりなかなか50キロぴったりとか50キロ以内で1個持って行って、まだ50キロになったら1個と、こういったのは私無理だと思います。

ただ、そういったことから私がこれまで考えていたのは、50キロ以上は1キロ単位ごと、例えば、5キロ単位ごと、10キロ単位ごとにプラスアルファしているのかなど私は思っていました、事業ごみは。そして、私も車いっぱい荷物を積んでいくんですけども、それというのはやっぱり100キロ以上超えていると思うんですけども、これまでの支払いだと1,000円は超えたことはありません、私の事業所では。

だから、それを考えると、課長の説明だとどうしてもこれまでの形と数字的におかしい面がいっぱいある。だから、事業所で物を出す場合は、やっぱりこんなに大きい金額を事業ごみとして出した場合に、やっぱり事業所を考えていないと思います、この辺。だから、この辺のやっぱり議論する部分がまだあると私は思います。

課長、もう1回だけ、45リットル30円に係るいろいろな経費、これだけ説明してください。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 袋に係る経費は、差し当たり製造費、これは1枚当たりですと45リットルの袋で12円ということになります。それから、袋を売る販売店に対しては1枚当たり3円ということになります。それから、商工会さんに負担する手数料につきましては、1枚当たり45リットル2円ということになります。

ですから、販売価格が30円、それから販売店に3円、商工会さんに5円、5円に袋の製造費の12円、17円ということになるわけです。その残りが町の収入という形になってくるわけです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、同僚議員のきのうの説明ですと、町の取り分5円と言っていました、たしか。私はそんなふうに記憶しています。今、全部を計算した場合に13円ですか、これ町の取り分ですか。これは計算合わないと思うんですけども。5円じゃなくて、町では今話したように……。やっぱりおかしいです、これ。幾らかかるんだ。ちょっと課長、待ってください。最後なので。

とりあえず、単純に1枚で考えた場合、そしてさっき30リットルと45リットル、私はこれは60万枚ということで計算したので、ある程度そこから数字は出てきます。しかしながら、今言った17円も町が儲けるといってこれはやっぱりあり得ないと思うので、どこかで袋に係っている経費が抜けているような私は感じがしますので、ここもう1回、わかりやすいようにお願いします。

あと、今回、債務負担行為として町では予算の中に1億4,076万円というような債務負担行

為をしています、ごみ関係の部分で。この部分というのは、基本にごみ袋製作費とか商工会に委託する部分とか、その分の経費として債務負担行為というものが出てきたんでしょうか。その辺、最後なので課長、わかりやすくお願いします。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、もう一度、ちょっと説明がうまくなくて非常に申しわけありません。

まず、袋の種類は30リットルの袋と45リットルの袋がございます。

最初に、45リットルの袋の場合、30円ということになります。販売店さんが3円、商工会さんが2円、それから製造業者さんが12円、残りの13円が町の想定している収入となります。

次に、30リットルの袋の場合ですと販売価格が20円です。販売店さんには同じく3円、それから商工会さんには2円、それから製造業者さんには袋10円ということになりますと、5円相当が町に入ってくると、1枚当たりになります。そのような形で2種類になります。

それで、一般的に30リットルの小さい袋はどうしても一般の町民の方は利用が少なくてオーソドックスには10万枚が1年間で使われております。それから、45リットルの袋は50万枚ぐらい使われていると。そういう状況で1枚当たり置きかえしますとそういう形になります。

それから、平成31年度の債務負担行為の考え方ですが、これはごみ袋の製造の部分での債務負担行為を3年提示させていただきました。これはどうしても袋を通常の場合、予定した数量を超えてしまうと発注ができないという形になるものですから、事前に、例えば、通年で経過していくと市場に予定した数量が終了してしまったというときには、年度内でも次年度の注文とか発注がかけられるような環境づくりの1つとして債務負担をかけている状況です。それと同時に、3年間、ある程度同じ業者がつくっていれば単価的にも下がるということの背景もございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時43分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

大変力説して、環境対策課長さんには苦しい答弁ご苦労さまでございます。また、1億4,000万かけて起債を使ってこの事業をやる。そういう意味ではないんですか。ほかに収入手数料だけでやるわけでもないですよ、このごみ袋。ごみ袋を製造するために幾らかかっているのか、その辺の説明と、このために、これをやることによって職員がどれだけ張りつけになるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 製造費の問題ですが、先ほど来お話ししていますが、45リットルの袋で12円、それから30リットルの袋で10円ということを現在予算計上しているところでございます。

それから、職員については現在、ごみの廃棄物担当に関しては2名です。それで、クリーンセンターと草木沢とそれから衛生センターを管理している状況です。なかなかやっぱり体制的にもごみについてはなかなか町民に即応えるような形にはいかないところですが、ただ今の職人2人は私と同じ高齢であります。現場でやってきた職員であります。現場を知っています。ですから、機械のことももし故障になった場合は現場に行って直接修繕しますし、町民からの問い合わせも現場のことが分かっているので、これはこうです、ああですという指示がきちんとできます。その中で、改めてこういう業務が入ってくることによって当課としても非常に今大変ではありますが、そのために商工会さん、これは決まったわけではないんですが、予算計上の意味からも間に入っていただいて、これまでのノウハウを活用いただいてごみ袋をつくっていただく、かつ町内で販売店の情報をとりながら販売枚数なり支払い状況を把握していただいて、町とも一緒に連携してごみ対策の一環を担っていきたいということでもあります。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私が聞きたいのは、町に入る六百何十万円のお金、それで袋の人件費とかそういうものを賄った場合、どの程度の相殺ができるのと、人件費を含んで、そういうことを聞いています。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 職員の給与というのは、実際、じんかい処理費には職員の給与は入ってございません。ですから、平成29年度の決算に出ている3億何がしというのは人件費を除いた金額です。それに別途会計上は職員の給料というのは別なまた費に入っていると

ということで、じゃあどれくらいになるかということになりますと、私で大体、個人的に金額はお話しませんが、600万円、年間ですから職員1名程度の話になろうかと思います。ただ、実質費用はそれ以上、当然、ごみ費用として使っていくわけです。これは別に職員の人件費に充てるということではなくて、町民の方から負担していただいているごみ費用に回すと、基本的にはそういうことであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 誤解しないでください。600万円入ったので足りないことは重々承知です。大変お金がかかっています。13円と17円か、それで賄えるわけがないんです。ただ、ここにきて今までやっていたことを新たにこれ製造して年間600万何がしのお金が入る、そういうことを考えると、ここで何も変えることがあるのかなと、そういうことを言っているんです。前議員もきのうの一般質問でもやりましたけれども、やはり議会とか気仙沼に申しわけないから、そういうことが含まれているのであればいいんですけれども、それらもないがままに少額のお金を上げてわざわざ袋を変えてここでやる意味があるのかなということをお伺いしたいんです。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 議員のご質疑に対しましてお答えいたします。

一番今大事なのは、町民の意識を変えるということだと思います。これまで高度、右肩上がりの経済の中でごみがずっと出てきておりますが、当町においても昨年度のごみの量が4,608トンということで、いろいろ生活系ごみの前後とか事業系ごみの横ばいとかいろいろございますけれども、町民全体の意識を変えながら、やっぱりごみ量を減らすと、それが結果として費用の削減に大きくつながっていくと私は考えます。

ですから、小さいときからの環境教育とか、やはり普段からのごみを少なくするような工夫が、当然我々行政もこれまでいろいろ声を大きく出しながらしなかったと、きょうは私大きく出していますけれども、町民に対してやはり足を運んで大きな声でお話しするということが私は一番大事なことではなかろうかと。やっぱり情報も提供して金額もこれくらいかかっているんですよと、ですから普段から少しでもいいですからご協力いただきたいと、そういう地道な活動がお金は使わなくてもできるはずですので、やっぱりそのところに力を入れながら新年度は取り組んでいきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 少し冷静にお互い発言してください。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 冷静にということですので、条文について、私、きのうも3カ月前に

も一般質問させていただきましたので、今、ご説明いただいた内容につきましては私も私なりにいろいろ研究調査させていただいた部分でございますので、かようなご意見さまざまあるという中で町はどういう選択をしていくかということだとは思いますが。

議案書ですと31ページになりますか、一番下に家庭から排出される可燃物、町のごみ処理施設に直接搬入されるものを除くと、1袋30リットルにつき手数料20円と書いてあります。45リットルは30円ですと。行政的な言葉の使い方というのは一般町民になじみがありませんから、手数料が、大きいほうで話しましょうか、きょうは、45リットル30円ですと言われたら、30円町に入るんだねと普通は思うと思うんです。今までごみが1袋17円で売られていたんですから、手数料を新たに30円と設定しますと言われたら、普通は、ああ、ごみ袋1枚47円になるんだねと大体の人は考えちゃうんじゃないかなと思うんです。そうじゃないわけですよ、きのうもやりましたけれども。

この伝わりづらい書き方、これはほかにもごみ袋の有料化に踏み切っている自治体たくさんありますから、そういったところの事例を参考になさったんだとは思いますが、説明にわざわざ誤解を招くような書き方をして、先ほども同僚議員の質問ありましたが、じゃあ30円の手数料のうちの経費が幾らで委託料が幾らで消費税が幾らでという、つまびらかにふたをあけてみないと、ブラックボックスをあけてみないと中身がわからない条文をわざわざつくるところが、そもそもわかりづらさの発端にあるような気がいたしまして、条文の書き方から私はちょっと考えた方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、なぜこの書き方をしなければいけなかったのかということをもとに1点目としてお伺いしたいなど。

事実、先般、環境審議会における議論の内容を拝見いたしましたら、第3回の環境審議会の説明の中で、事務局の方が町民の受益者負担は20%ぐらいにしたいと、今、45リットル入りのごみ袋1袋処理するのに170円ぐらいかかっていると、その20%の負担にしたいから34円ですと、そうすると、なのでごみ袋1つの値段を51円以下にしたいと思いと説明しているんです、議事録の中を見ると。今、かかっている17円、足しちゃっているじゃないか、手数料と新たに制定する30円足して51円じゃないですか。事務局の皆さんも誤解して、ついそう言い間違えてしまうようなわかりづらい設定にわざわざした理由、根拠は、ちょっと反省というか、どうなんでしょう。今、課長の熱意は非常によくわかりましたけれども、町民の説明をわかりやすく、もっと町民の意識を変えようと今言ったわけですから、意識を変えるためにはもうちょっとわかりやすい説明が必要なんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。済みません、冷静にという話でした。

それから、経費としてかかる額が今申し上げたように見えないんです。手数料として30円と設定したうちのごみ袋の製造に幾らかかります、幾ら消えます、間に入ってくる商工会さんに払う金で幾ら消えますというのが見えない。見えないし、そこを条例で規定していないわけですよ。ということは、そこは今後変動していく可能性がある、社会情勢によって。いや、ごみ袋1枚今12円とか13円で作っていたんですけども、済みません、ちょっと18円かかりますという話になったら手数料減りますよね、当然。いいんでしょうか、それで。総額で30円という枠を決めて、そのうちにかかる経費は流動的などとしたほうが法律的に正しいのか。私が思うのは、そこに係る経費はそれぞれその日その日でいろいろ変わりますけれども、町に入ってくる手数料は1枚幾らですと設定したほうがわかりやすいんじゃないかなと、その後のぶれもないんじゃないかなと思うんですけども、なぜそうしなかったのかというところもお伺いしたいと。それが2点目でございます。

もう1点は、せっかく今、町民の皆さんへのインパクトのあるお話をぜひして意識を変えていきたいねというお話でしたので、10月1日という施行期日にも私は疑問があります。消費税が増税されるまさにその日でございますよね、予定では。消費税が上がった、いろいろな物の値段が上がったというタイミングで、わざわざごみ袋の有料化しなくてもいいんじゃないでしょうか。そうじゃないタイミングで、普通だったら物の値段が上がらないタイミングで、いや、これからは手数料をいただきますと説明したほうが、町民の皆様にはよりインパクトを持って迎え入れられるのではないかと思います、なぜわざわざ消費増税にぶつけてきたのか、理由をお伺いします。

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。時間延長したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって時間を延長いたします。

環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） まず、文言の関係ですけれども、国では単なるごみ袋を売っている今の、当町においても売っている状態は、これは料金を賦課しているわけじゃなくて事業者が直接売っている、要は物と同様な形で、これは有料化には当たらないし、通常の物としての販売ですから、当然、市場の価格によって常に変動されるということです。町が直接指定する袋について、手数料という形で物の値段から今度は行政という手数料として賦課するためにはそういう形でないと、どうしても手数料という形の中で運用するためには、決められた形、袋で事務手続を進めていかなければならないという形。

ですから、今の当町のごみ袋だけ売っている取り組みは、一般的には有料化ではないと、単なる物を売っているに過ぎないという取り扱いで、環境省でも改めて袋の値段と合わせて手数料を賦課することによって、それがごみの費用なりいろいろそれに活用できるんだと、その目的に限って使えるんだという形での考え方が定着しております。

それから、表現的な部分につきましては、やはり県内でも有料化実施しているところが隣町の登米市、それから仙台市、仙南という形なんですけれども、表現上、どうしてもこういう表現が一般的なものですから、当町においてもこういうあらかし方をさせていただいたということでもあります。

それから、製造業者によってどうしても料金が変わることによって手数料も大きく変わる要因が長い目で見るとどうしてもあるのではなかろうかということのご発言かと思えますけれども、そのときのごみの処理の状況ということも1つはあると思えますし、経済状況というものもございますし、基本的には議員の考え方に私も賛同するわけですが、ただ、やはり定め方としては、手数料という考え方からするとどうしても一定の数量を発注して一定の金額を取るといった形からすれば、常に市場、販売店でも下げていただければ逆に困るわけです。常に30円と20円という形でなければ、町の手数料ですから、これはきちんと統一値段で売っていただきたいという形での指導をせざるを得ないと言って、手数料はある程度は安定した形でごみ費用に持っていきたいと考えているところであります。

それから、10月1日ということで施行日ではありますが、本来、町長が一般質問のときの答弁にもありましたように、有料化という問題は以前からいろいろ環境対策課内でも、それから町としてもいろいろ検討していたところですが、本来はもっと早くしたいという考え方でずっと来ておりました。私も来て1年ならないわけですが、町の考え方にはある程度変わりはなかったと、やはりこのままでいっただらば町の負担は多くなって、将来的な環境をうたっている町として、やはり危機感を持ったところだと思います。

それで、少し若干、ただ我々としても町民の意見を聞く機会あるいは環境審議会等含めて、10月1日ということをやっと半年程度延ばしたような形になりますが、なつて10月1日というのは、消費税のことも私たちも頭の中にはありました。ただ、やはり手数料となると10月1日施行だと10月1日にしか袋が売れないという制度的な制約が今度出てまいりました。となると、10月1日にしか袋が売れないのに町民の方々がなかなか対応しづらいと、我々は前倒しでなるべく早くつくって、早く市場に出して、それから早目に、10月1日に、本来ですと一気に袋を買いたいという当初の一番最初の考えはありましたが、いろいろ取り組んで

いく、検討している中でそういう課題と取り組んでまいりまして、最終的には10月1日に施行しても、ある程度の一定期間は従来の袋と新しい袋の混合を結局認めざるを得ないんじゃないかと、最終的に集めないようになったときに関しましては、地域の区長さんなり衛生組合長さんが一番困るわけです。週の2回という収集回数、それに合わせて資源、生ごみというのが次から次と行われます。結局、水曜日はいろいろ休みなんですけど、月火木金は常に今ごみ処理業者も回転している状況です。

そういうことからすれば、かえって10月1日を施行期日として、町民の方には本当に申しわけないんですが、施行日だけはそこにさせていただいて、それから柔軟な一定の期間を設けながら、周知活動十分しながら、資源の資源化なりごみの抑制というものを図っていきたいと考えているところなものですから、施行期日がずるずるといかないでとにかく10月1日に施行させていただいて、それから柔軟な期間を設けながら対応していただくという考え方でございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 一つ法令担当から申し上げさせていただきますが、手数料の表記の仕方、コストもかかることなのでわかりにくいというようなご質問もありましたが、住民の方にご負担いただく金額をもって手数料として定めるというこの方式は、いわゆる法令上の決め事とご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 表現につきましてはわかりました。そういった事情があると。

2点目といたしますが、経費として係る部分の額が見えないので、町に入ると手数料が将来的には一定じゃなくなる可能性がありますよねという話をしたときに、その可能性はありますけれども、手数料は一定にしないと安売りされちゃうと困るんだというお話があったかなと思います。それは大変大事なところだとは思っていて、要はごみの減量化のためにわざわざ手数料を上げるわけですから、それを商売のためだといって安く売られたのでは、法律の趣旨、手数料の趣旨が周知できないわけですので、その一定の指導もしくは制限というものは当然加えられるべきかなと思うんですけれども、その中のお話で、今、経過措置も必要だよというお話がありました。実際に、現在、既にお買いだめといたらいいんでしょうか、何かどうも値上げするらしいから今のうちに買っておこうという方も実際にいるというお話を聞いております。ただ、お買いだめしてもしょうがないんです、これ。10月1日から基本的には使

えなくなるわけですから。

なので、その辺のやっぱり周知がうまくいっていないというか、1日からいきなりばしっともう1日の0時0分からもう認めませんというわけではなくて、一定の何カ月なのかはわかりませんが、その間にどうぞ使い切ってくれと、使い切れない分は新しいものと交換ですとかという話も出てくるんだと思うんですけども、そういった経過措置も考えなければいけない中で、そういう誤った行動をとってしまう町民の皆さんがいるということもお聞き及びなのであれば、これはやっぱりもうちょっと先ほどの熱意を持って説明周知を図っていただく必要がある。

その後に、いよいよ町内の機運が高まってきましたよというタイミングで、消費増税も終わった後に有料化と判断していっても遅くないのではないかなと思いますけれども、この時期について。どうでしょう、政策的なことなので町長になるか課長になるかわかりませんが、まだ早くないでしょうかねというお話についてはどのようにお答えになるでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 提案をさせていただいているのは10月1日からということでご提案をさせていただいておりますので、議員の皆様方にはご理解をいただきたいということだと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 先ほど議員から買いためのお話もございましたので、町としてもある程度あとは交換という形もやろうということであります。当然、周知は、これは必須の事項でございますので、あとは旧の袋と新しい袋を交換して、市場に早くそういう新しいゴミ袋が出回るような形での環境だけは整えていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私の意見に関しては討論で言えばいいので、消極的賛成がほとんどでしょうと、やむなしという意見が町民の皆さんのほとんどでしょうという話は一般質問でさせていただきましたけれども、ゴミ袋の有料化の大きい目的の1つに、負担の公平性というものが議論されていたかなと思います。要は、分別を積極的に行ってゴミの減量化に協力している世帯はわざわざ高いゴミ袋をたくさん買う必要はないと、ただ分別せずにどんどんどんどん燃えるゴミに入れちゃう家庭はどんどんどんどん高いゴミ袋を何枚も何枚も買わなきゃいけないと、そういう意味で負担の公平性だよなというお話があったと思うんですけど

も、もう一つやっぱり考えておいていただきたいのは、生ごみの分別のために町民はかなりの労力を払っているということです、既に。そこの取り組みへの検証であるとかその成果がまだ見えていない段階でのごみ袋の有料化というところだけが先行しているように、どうしても見えてしまう。これは先行していない、先行ではないんです、今必要なんですというお話は、今まで先ほどいろいろいただきましたので、頑張っている世帯にも負担増だよねという認識はあるのか、ないのか、最後にお答えください。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 普段からご協力いただいているご家庭に対しましては、本当に感謝を申し上げる次第です。ただ、やっぱり地域ごとに格差がございまして、一定の地域に関しては非常にごみの分別が進んでいる一方、ちょっとやっぱり地方に行きますと、どうしても分別が十分でなかったり法で禁止されている行為で焼却ということも行われているのが実態でございます。ですから、全体的なごみの分別の意識を上げていくということが一番大事ではなからうかと。ですから、そういう方を多くふやしながらやっていきたいと。そのためには、各地区を回りながらやっぱり普及活動をやっていくということが、費用も使わないで我々が一番身近にできる行動なのかなと考えているところです。

○議長（三浦清人君） ほかに。なければ……。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 危なくスルーされるところで、私も3点ほど伺いたいと思います。

先ほどの白熱した議論からちょっと拍子抜けするかもしれませんが、第1点目、伺いたいのは、今回、ごみの有料化に伴ってごみ袋のデザインを変えるのか、変えないのか、その点1点。たしか、今のごみ袋のスタイルは耳がついているデザインなんですけれども、同じようなやつにするのか、そうでないのか。私としては、当分の間、耳なしの袋のデザインで進めるのも、今回の有料化に対する低減措置にはなると思うんですが、デザインについて、まず第1点伺いたいと思います。

第2点目、先ほどもちょっと前議員のあれでわからなかったのでお聞きしたいんですけども、今までの袋は10月1日からすっぱり使えなくなるのか、そのところをもう一度確認させていただきたいと思います。例えば、1カ月ぐらいは両方使っていいよとかそういったのがあるのか、それとも先ほどの答弁のようにしっかり切りかえたいという考えなのか、再度確認させていただきたいと思います。

あともう1点、これは有効な利用促進というか、ごみ袋の使う枚数を減らすという取り組みも大切だと思います。その1つの方策として、現在、町では資源ごみのときに、魚とか入っ

ているトレイ、あれ白いやつしか回収していないということなんですけれども、別の色も回収しろというのではなく、地元にある大きいスーパーでは、佐沼の生協のようにスペースは大きくないんですけれども、色つきのトレイとか、あと透明のパックとか牛乳パックの回収ボックスがあります。そういったやつの有効な利用促進も今回の有料化に対する1つの町の人たちの対抗策になるんじゃないかと思うんですが、そういったことの利用促進の啓蒙というんですか、そういったことは考えられないかどうか。

以上、3点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） まず、ごみ袋のデザインの関係でございますが、基本的には今と同じ形態でガゼット方式と申しますか取っ手があるような形で進めたいと、基本的にはそれに色を変えて経費的にも安くしたいと考えております。というのは、やはり現在、ますますこれから高齢化が進んできて、やはり持つところがないと大変だということも、実際そういう声も聞こえます。前は四角いそのままの袋だったので、変えたときも、容量も入るのでかえって耳なしのほうがよろしいのではなかろうかというご意見もいただきましたが、現在の経済状況も変わってきていて、やはり高齢化というのは必須でますます進んでいくということからすれば、持ち運びのしやすい現在の袋のままを考えているところです。

それから、10月1日の施行ということなので、実際、条例上は10月1日ということでそれに合わせて、当初は全部を切りかえたいという町の考えでした。もう1万3,000の町ですので、一般的には有料でやっているのは大きな100万とか7万とか市のレベルが多うございますけれども、一気にごみ処理施設の関係もございましてなかなか経過措置の部分も大変だという部分もあって、一気に切りかえはしないところもあるようなんですけれども、基本は10月1日から切りかえていただきたいということで、もしこういう形の条例が可決されれば、住民に対し、ただやはり先ほど来、出ているように大量に一時的に買った方とか、もしくはわからないでどうしても出してしまうとなりますと、ごみ集積所に残ってしまいます。そうすると、集積できないという話で地域の方々が大変ご迷惑するので、ある程度旧の袋も含めて柔軟に収集業務をやっていかないと町民の方々にご迷惑をかけるという一面もございますので、周知はあくまでも10月1日からということでやりますが、もし、旧の袋で出していたから集めないでそこに残しておくということとはしない方針であります。その期間は、今この場で何カ月とかというお話はできませんが、いずれちょっと検討しながら進めてまいりたいと。そして、住民に十分周知していきたいと考えているところです。

それから、トレーの問題ですが、白のトレーはリサイクル協会というところで全国のトレーを集めて再処理しているために白ということで、それ以上は、メーカーさんでは回収しているところもちょっとございますけれども、やっぱり全部白と色物を混ぜてしまうと変化してしまうということで白には使えないということで、一般的には可燃ごみとしては扱われているわけですが、ただこの辺につきましても、やっぱりいろいろ前向きに考えていかなければならない事項ではないかと考えているところです。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ごみ袋のデザインについてなんですけれども、例えば、課長答弁にあったんですが、私も使っていて、ごみ袋にかぶせて私は使っているんですけれども、そうするとどうしてもしっかりいっぱいには入らないというか、どっちかというと身持ちっぽい感じで私は使いたいと思って、それでやるんですけれども、その分、耳がないといっぱい入るんじゃないかと思うんですが、そうすることによって今までよりも入るということはごみ袋の使う枚数が減るので、ある程度を何回かすれば元が取れるんじゃないかなとそういう思いもしたもんですから、それでごみ袋のデザインも昔は切りとりの何かあったやつもたしか使ったという記憶があるんですけれども、そういったやつに当初使う、二、三回ぐらいはそういったやつで、あとデザインを変えるとかそういったこともできるんじゃないでしょうか。

あと耳がついてなくて耳なしの袋だと製作費も安いんじゃないかという思いもするものですから、ずっとじゃなくて切りかえる何年かというか、落ちつくまでそういった方式でもいいんじゃないかと思うんですけれども、そういったことは可能なかどうか。

あと2番目に聞いた同時に切りかえるのかということで、当局では同時に切りかえたいということなんですけれども、やはりそうするといっぱい不便を生じるので、これまたデザイン的なことなんですけれども、同じような印刷の色目を使って、一見するとわからないような感じで、そういった感じのデザインに切りかえるのも1つの方法じゃないかと思うんですが、そういった小手先のような取り組みはできるのかどうか、再度伺いたいと思います。

あと、先ほど白いトレーに関して言ったんですけれども、課長の答弁になかったんですが、町内のスーパーで回収しているので、そういったやつをより有効に利用していくと、何分ごみ袋がいっぱいになる要因は、ほとんどの食品がトレーとかそういったやつに入っているの、それを入れてしまうと幾ら軽くともいっぱいになってしまうので、そういったことも考慮する必要があるんじゃないかと思うんですが、細かいことのように思いますが、これ市民の

皆さんの有料化に対する1つの防衛策といたしますか、何か対処の一環にはなるんじゃないかと思うので、再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 袋の形態につきましては、やはりなかなかまた元に戻る、一番前に戻ったり進んだりすることによって町民の方々も困惑しますし、高齢化の問題、先ほどお話ししたように、やはりだんだん取っ手があるほうが便利であるという声も大分住民の説明会でも聞いていますし、環境審議会でも同様の袋がいいのではなかろうかという話も出ているものですから、現在、従来と同じ形のものを考えているところでございます。色だけを変える形の方向で進んでいきたいというところでございます。

それから、同じ袋にしてはとなりますと、今度は物の値段なのか手数料なのかという部分が変わらなくなってしまうので、その辺はきちんとやっぱり従前からのごみ袋と新しいごみ袋、従前のものは物の値段であって、実際、新しい袋は手数料として意識していただいて、普段から分別というものを意識しながら量を少なくしていただくようお願いするところがございます。

それで、分別なんかもプラスチックと紙なんかもほとんど分けていくと自然に量は半分減ってくるのも事実でありますので、そういう啓蒙活動を地道にやっていきたいと考えています。トレーにつきましては、我々も今後いろいろ分別等する上での参考として、今後、それらの意向を踏まえていろいろ検討していきたいと考えております。いずれ、ごみを収集に当たって分別の印刷物として、今回、改めてつくらせていただきまして、3月も来週当たりになりますか、各戸へ冊子なども届くような手配となっておりますので、それらも活用しながら住民といろいろ分別作業を今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。簡明に。

○9番（今野雄紀君） 最後、1点だけ確認させて終わりにさせていただきたいと思います。

10月1日の切りかえについてなんですけれども、同時に、例えば、切りかえなくて両方使っていくことに対する不便というか不都合というか、当局はどのような形で、先ほど有料化とそうでないやつの区別と言いましたけれども、そういったのは余り私のごみを出すほうからすると、大した名目上のあれであって違うんじゃないかと思うんですけれども、同時に切りかえない場合の当局側の不都合というか、できない理由、再度もう一度伺っておきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） やはり基本的に有料化というのはなぜ導入するかという話になってくると思うんですけれども、その1つにやっぱり公平化というものがきちんとあります。やっぱりごみ出す人はそれなりに負担をいただいて、分別をきちんとやってきた方にはそれだけ負担を少なくすると。ですから、従来の袋を使ってそのまま大量に購入して出すという方と、10月1日にも新しい袋を使って出すという方では、やはりそこに不公平感が生じると思います。

ですから、我々は早く袋をつくって、それから啓発活動を住民に対して早目にして、とにかく10月1日には、職員はある程度主要なところに、例えば、立つなりして指導などもしながら、衛生組合長の協力もいただきながら、なるべく分別していただくような形で進めてもらいたいと考えております。

○議長（三浦清人君） これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号の討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番千葉は、議案第16号に反対の立場から討論させていただきます。

私も一般質問でいろいろと行政と討論しましたが、町の進める南三陸バイオマス都市計画構想のもとで観光立町を町長はこれから歩いていくというような方向性もあります。ごみ資源の減少、そして減量、そして有効利用とはなかなかない現実があります。南三陸町で暮らす生活弱者、住民1,300人、そして弱小事業所である400者の事業所、そういった中で今の町が進めるごみ袋の値上げ、事業所の持ち込み料の上昇、それに関しては住民、町民の理解は得られないと私は思います。こんなことから今回の議案第16号議案に反対いたします。よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 賛成の立場から討論いたします。

要は、ごみの減量化をどうするのかということだろうと思います。非常にわかりづらい点もありましたが、環境省が有料化がなぜ必要かということの1つに、住民負担の公平化ということで挙げております。それはごみの排出量の多い人も少ない人も同じ負担でいいのかということで、税金で払うということはそういうことだろうと思います。

2つ目として、住民登録地と実際の居住地が異なる場合の人もいるということで、納税をしていない人の分も市町村がそうしたサービスを行うということになります。

3つ目として、小規模事業者や少量排出の事業者が家庭ごみと一緒に出す可能性が非常に多

いということで、公平性を確保する上で必要だとしております。有料化の導入した減量効果というものがちょっとネットでありまして、非常に高いところは袋80円ぐらいで販売して手数料を取っているところもありまして、ある砂川市という、どこの市かわかりませんが、ここでは3年後には50%以上減量が進んでいると、そういった例もあります。

総じて有料化導入からの排出量は大きく減少しているというデータが出ております。多少のリバウンドがあってもいずれもわずかなものであるということで、非常に有料化のごみの減量には大きな効果があるという結果が出ております。

何よりも当町では焼却施設を持っておりません。ごみの排出量によりまして、施設の規模や施設の寿命、耐用年数等にも影響が出てくるということでありまして、当町では気仙沼市さんに大変迷惑をかけておりますし、お世話になっております。ごみの減量化待ったなしの状態だと思っております。そうした意味で、私はこの案に賛成いたしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 次に、反対討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一般質問でも私の考えというものはさんざん述べさせていただいているところではございますけれども、本案につきましては、私は反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。簡明に3点ほどに集約されるかと思っております。

1つは、ごみの減量化、家庭から出るごみの総量をとにかく減らしていこうという取り組みは、私は再資源化とセットで行われていかなければいけないものだろうと思っておりますが、これまでの質疑等、一般質問等で明らかになってまいりましたのは、再資源化の取り組みはいまいち立ち遅れておりまして、どうもやはり値上げありき、値上げ先行という印象が町民の皆様にとっては否めないのではないかということが1点です。

それから、可燃ごみの総量を減らすために生ごみの分別収集というものに当町では踏み出しました。それが十分な成果を上げていない中で、もしくは十分に町民の皆さんが協力して大変なご苦労を感じておられる中であっても、なおさらに負担増を強いるということには、議会としては我々は慎重になるべきではないでしょうか。

3点目といたしましては、先ほど質疑の中でもありましたが、買いだめということも現実起こっております。さらには、事業者の皆さんに対しての説明会というものも十分な回数行われたとはいえないと思っております。また、52カ所、1,100名以上の方が参加した説明会、大変ご苦労さまでございましたけれども、その場で出た疑問、生ごみの収集に対しての経費というのは無駄ではないんですか、そこに対しての検証はしたんですか、ごみの処理費用、じんかい処理費が年々上がっているというデータが今示されましたけれども、この部分の内訳

というものはもっと詳しく説明されるべきではないですかといった疑問に対して、果たして十分な説明があった、十分な理解が得られた説明会であったかという、私の知る限りそうではない。まだ疑問が残る説明会であった、説明会の場で疑問を呈したが、それに対する回答を得られていないというような声も伺っております。

以上の点から、拙速に進めることはかえって町の環境行政を後退させる可能性があるのではないかと考えますので、いま一度ここは踏みとどまって、住民の周知、理解、生ごみの分別、紙ごみの分別に対する意識がさらに高まってから有料化に踏み切るべきではないかと考えますので、現時点での本案へは賛成いたしかねるという立場で討論をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄は、本案に積極的ではございませんけれども、賛成の立場から討論をいたします。

賛成、反対いろいろ理由はございますが、しかし、今後とも生ごみの収集増加を図るように努め、あるいはめぐるステーションで実証試験がありましたように、今後もそういうところに活路を見出せることも鑑みて、現状からして、先ほど来いろいろありますけれども、課題というのもあります。今後とも、環境対策課の皆さんには住民にそういう意識の啓蒙活動をしていただき、ごみ減量化に努めながら、要はごみ減量化を進めていけば負担も少なくなるわけですから、それには先ほど言ったアミタでの実証試験もそれは今後継続していつてもらいたい。いろいろな努力をすることを希望して、私は本案に賛成いたしますので、議員各位もご賛同を賜りますように心からお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（三浦清人君） ほかに討論はありませんか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 反対の立場から討論させていただきます。

私は、きのうからきょうまでいろいろな説明を聞いて、手数料の関係はわかりました、20円と30円ということで。ただ、費用対効果を考えると、経費の面が出てこない。そういうことで、町民への説明が自分自身、不十分なのでございます。町では困ってこういうわけだから、値上げするから協力してくださいねという説明責任を果たせないで、本案に対しては反対とさせていただきます。議員皆様のご協力をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 賛成の立場から討論させていただきます。

当町は、ここ数年というかずっとエコタウンのまちづくりを掲げていました。今回のごみ袋の有料化は、大きな町民の皆さんの処理の負担額とは、私は必ずしもいえないと思います。

値上げ、有料化、その言葉が多分重いとは思いますが、これからごみ袋を有料化することによって、よりエコタウン、持続可能なまちに近づいていくと私は信じまして、賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時36分 延会